

近世後期における雅楽の伝播と楽器師

「伝統」の普及と販売

岩淵令治

The Spread of Imperial Court Music and the Role of Musical Instrument Dealers in the Late Early Modern Era : Dissemination and Marketing of "Tradition"

IWABUCHI Reiji

はじめに

- ① 楽器師神田家の概要
- ② 雅楽の伝播と神田家
- ③ 楽器の販売
おわりに

【論文要旨】

近世後期には、公家の経済的困窮と需要層としての地方文人の展開による需給関係の成立、そしてその結果としてもたらされる「伝統」としての朝廷権威の浮上という重要な展開があった。雅楽についても、楽人組織が再興され、やがて上記の状況の中で、地方に雅楽が浸透していく。今日、無形文化財に指定された各地の神社の神事における舞楽についても、その維持や伝承過程を考える上で、近世の状況は看過することはできないであろう。

こうしたいわば雅楽の普及において、楽人と人々をつなぐ重要な役割を果たしたものと、本稿では楽器師に注目した。具体的には、京都の楽器師神田家を取りあげ、楽人の日記や地方文人の史料より、以下の点を明らかにした。

- ① 神田家は、楽人に職人・商人として出入し、これを基盤として公家、さらに一八世紀後半以降は恒常的に朝廷の保管する舞楽の道具の修理・新調を請け負った。さらに、近代に入ると、正倉院宝物の複製のほか、博覧会での雅楽器の展示など、明治の国民国家形成における国楽としての雅楽の再編や、「伝統」の再発見・輸

出にかかわっていった。

- ② こうした公家・朝廷への出入・御用関係を信用の源泉としながら、武家にも出入するようになり、楽器の修理・購入や、楽人への入門を仲介した。さらに、神田家の顧客は地域を越えて各地の文人層におよび、彼らの楽人への入門の取次、楽器の供給と維持に大きな役割を果たした。なお、雅楽に限らず、公家の家職とその波及を考える際には、こうした道具にかかわる商人・職人が重要な存在だったと考える。

- ③ 楽器の供給においては、とくに大名家を中心とする「古楽器」購入の仲介が注目される。その価格や鑑定について神田家の判断が大きく作用した。今日「伝統」を体現する「古楽器」は、江戸時代の楽器師によって「発見」されたものが少なくないといえる。

【キーワード】 雅楽、楽人、楽器師、商人、職人、公家、家職、江戸時代、伝統の創造

はじめに

雅楽は、朝廷の儀礼や、寺社の法会などにおいて演奏された舞を伴わず、儀礼の中で重要な役割を果たした。中世には一時衰微したが、寛永三（一六二六）年九月の三代將軍徳川家光上洛に際しての上演を機に、朝廷の舞楽を担う楽人が再編成され（京都方・南都方・天王寺方の三方楽人）、幕府の江戸城紅葉山や日光東照宮をはじめ、一部の藩や、伊勢神宮・熱田神宮・厳島神社ほか各地の神社、本願寺などの寺院で、儀礼のために楽人を擁するようになった。また、元文三（一七三八）年の大嘗会の再興といった朝儀の復活・整備も楽人を必須のものにした⁽¹⁾。

やがて近世後期になると、神職・僧侶のほか、武士身分、さらに各地の文人が楽人から雅楽を学び、雅楽が伝播した。今日、各地の神社の神事で上演される雅楽には、平安時代末からさまざまな形で伝播した来歴を持つものもあるが⁽²⁾、その維持や伝承過程を考える上で、近世後期の雅楽の伝播という状況も重要であろう。

こうした近世後期の雅楽の展開について、とくに西山松之助氏は、文化史の立場から、家元制度の成立の一例として、三方楽人の四家帳（豊原家・東儀家・南都方辻家・天王寺方林家）の門人から雅楽の地域・階層への広がりという「現象」をとらえ、その「相伝」のしくみを検討した⁽³⁾。その後の研究をふまえ、三方楽人の免許への希求を社会的にとらえれば、公家の経済的困窮と需要層としての地方文人の展開による需給関係の成立、そしてその結果としてもたらされる「伝統」としての朝廷権威の浮上、という状況の一つの反映とみることでできよう。

本稿で第一の課題としたのは、こうした「伝統」の伝播を媒介し、公家と需要者をつないだ者たち、とくにその芸芸の実現に不可欠な道具を調達する者の検討である。

公家が持つ「伝統」の家職への希求については、主に一九八〇年代以降、神主（吉田家・白川家）、陰陽道（土御門家）、和歌（冷泉家）、入墨道（持明院家）などについて研究が蓄積されてきた⁽⁴⁾。ただし、公家と需要者を媒介する存在については、門人帳の分析で「申次人」について若干の指摘があるものの⁽⁵⁾、本格的に検討されているのは、雅楽の研究のみである。すでに西山氏は、楽人と「社会一般の人々」への「相伝」と「普及」にあたり、末端の弟子を育て、三方楽人に門人として「取次」ぐ人物を「雅楽家元」とし、「名取」に相当する「中間教授機関」として重視したうえで、「家元的体制」として評価している。さらに、清水禎子氏は、尾張国の状況を藩と東照宮の権威の構造の中で、楽人の成立と藩士・地域社会も含めたネットワークのひろがりeraを明らかにしている⁽⁶⁾。

しかし、こうした「伝統」の伝播には、地域で芸能を伝える者だけではなく、彼らと楽人をつなぐ存在の検討が必要である。そして、「伝統」の実現のためには、道具、すなわち楽器を伝える者が不可欠であった。この点で、両者の役割を果たしたのが、楽器師であった。

そして、第二に課題としたのは、道具すなわち楽器の具体的な供給の様相である。検討にあたっては、彼らが認定し、販売した「古楽器」⁽⁷⁾が、今日に至るまで「伝統」を形象するものとして機能している点も重視したい。

近世の楽器師については、楽人や朝廷あるいは幕府・大名に出入した京都の神田家と、江戸の菊岡家の存在が指摘されているが、具体的には検討されていない。本稿では、楽器師、とくに神田家に焦点をあて、楽人家の史料⁽⁸⁾、地方文人の史料、そして大名家の楽器コレクションの付属文書を素材として、神田家の概要⁽⁹⁾、門人の仲介⁽¹⁰⁾と楽器の販売活動⁽¹¹⁾を明らかにしていきたい。

① 楽器師神田家の概要

1 楽器師神田家と楽人・公家

管見の限り、神田家の文書、墓所や末裔等は未詳である。紀州徳川家から琵琶「朝暘」の購入にあたって撥の作者「治貞」の問い合わせを受けた神田喜一郎は、「先祖」として「万治・寛文之頃」の「神田近江治貞」をあげ、その子として「元禄・宝永之頃」の「神田近江大掾治光」をあげている。また彦根藩の文書に神田家の琴の銘の写があり、「治貞初代の字」・「二代目治光」としている⁽¹⁰⁾。残念ながらこれらの記述を裏づける史料は未確認である。現状で、客観的な史料としては、南都楽人辻家（本家）以下辻家もしくは当主名で示す⁽¹¹⁾の延宝二（一六七四）年五月の日記に記載された「神田近江守」が初見である。その後、神田重堅―定行（内匠）―重（十）藏―定祥（大和掾）―貞藏定幸（大和大掾）―喜一郎定光（大和介）・重助と代を重ね、維新を迎えた（表1）。居所は、一七世紀までは釜座二条上ル町、一八世紀以降は二帖半敷町（烏丸通佛光寺上ル）であった。このほか、地誌類では一七世紀末に室町四条上ル町に神田七左衛門、一八世紀後半に天神山町で神田主斗が確認されるが、関係は不明である。

経営史料が確認できないため、神田家の経営は不詳である。一七世紀の地誌では、神田家は「箏所」として登場しており、当初琴だけを扱っていた可能性もあるが、一八世紀半ば以降は「楽器師」という記載に変わり、後述する一九世紀の商品目録によれば、多様な雅楽器を扱っていることが確認できる。

楽器師神田家の当初の得意先は、雅楽を司る下級官人である三方楽人の諸家であった。辻家の日記によれば、先述した延宝二（一六七四）年

に神田近江へ書状を送ったという記事を皮切りに、天和期には神田近江の複数回の訪問があり、以降も交流が続いている。享保六（一七二二）年五月には神田家が箏と琵琶を見せに来て琵琶を注文をうけ⁽¹²⁾、また辻家に「伝来羯鼓之写」を代金七両二歩で作成する（天明六（一七八六）年一二月）⁽¹³⁾など楽人の楽器の納入に携わった。さらに、寛延三（一七五〇）年五月には新笙の調律を辻家に依頼するなど、楽器をめぐる補完関係にあったといえる。

天保一五（一八四四）年から現存する天王寺方東儀文均の日記（「楽所日記」）においても、神田家にかかわる記述は、弘化二（一八四五）年から散見する。さらに、東儀家とは、東儀が神田宅へ稽古に行ったり、中元や火事の見舞いなどのやりとりが行われている。たとえば、嘉永五（一八五二）年に神田家との稽古での往来が二一回確認でき、八月二八日には神田作治郎に加え、神田喜作が入門している⁽¹⁴⁾。

このほか天王寺方楽人についても、宝暦一一（一七六一）年八月三日に神田重蔵が笙と菓子林家に持参し、新しい簧（笙のリード）を売り込んでいた⁽¹⁵⁾。

このように、神田家は楽器師として三方楽人の諸家に入入りし、楽器の修理・販売を行うほか、日常的な交際を取り結ぶに至っていた。さらに、実際に弟子入りすることもあった。この弟子入りは、楽器に習熟するための修行という側面もあったと考えられる。

こうした楽人との関係をもとに、神田家は公家の楽器製作や修復にも携わった。元禄一五（一七〇二）年八月には徳大寺公全の琵琶の修理をつとめた⁽¹⁷⁾。翌年五月には、神田近江が前関白近衛基熙へ箏を献上し、翌年五月に関白よりこの「御箏飾り」を気に入ったとして褒美金五〇〇疋を与えられている⁽¹⁸⁾。正徳四（一七一四）年八月には、霊元法皇の住吉社への奉納物として、辻近寛が和琴を神田近江に、袋を三宅近江に作らせ、内々に女官（新大納言）へ献上している⁽¹⁹⁾。同じく正徳期には、辻が神田

表1 神田家の居所と歴代当主

年代・出典	記載
万治・寛文之頃(紀州95-⑥)	「私方<喜一郎>先祖」神田近江治貞
元禄・宝永之頃(紀州95-⑥)	神田近江大掾治光
延宝2(1674)年5月(辻297「甲寅日記二巻」)	神田近江守
貞享2(1685)年『京羽二重』	琴所：釜座二条上ル町(=大黒町) 神田近江 ※琴所：室町通四条上ル町(=菊水鉾町) 神田七左衛門
貞享元(1684)年・4年(辻302・208「日録」)	近江弟神田善左衛門
元禄5(1692)年『万買物調方記』	琴所：釜座二条上ル 神田近江 ※琴所：室町通四条上ル 神田七左衛門
元禄6(1693)年 彦根藩の琵琶「銘新月」修復 (「楽器要留」彦根城博物館蔵)	神田吉松
元禄10(1697)年『国華万葉記』	琴所：釜座二条上ル 神田近江 ※琴所：室町四条上 神田七左衛門
宝永元(1704)年『京羽二重』	笛・箏師 烏丸あやの小路下ル町(=二帖半敷町か) 神田内匠
享保・元文之頃(紀州30)	神田重堅
享保之頃(紀州96)	神田内匠定行(「先代」)「平安琴匠神田内匠 藤原定行」
延享2(1745)年『京羽二重大全』	楽器所 烏丸綾小路下ル町 神田内匠
明和5(1768)年『京羽二重大全』	楽器所 烏丸通仏光寺上ル町 神田内匠
天明4(1784)年『京羽二重大全』	楽器所 烏丸通仏光寺上ル町 内匠事神田大和太掾
宝暦9(1759)年7月(350「日記 第四」)	神田内匠悴十蔵
宝暦11(1761)年8月3日 (「天王寺楽所史料」, 清文堂出版, 1995年)	神田重蔵
宝暦12(1762)年『京町鑑』	二帖敷半町「此町御楽器師神田内匠居宅有」
寛政12(1800)年	神田大和掾 神田定祥
文化7(1810)年9月 「總御樂器値段付」(津市立図書館)	「御用 皇都烏丸通佛光寺上る 總御樂器所 神田大和太掾」
文化9年(紀州103)	神田大和太掾藤原定祥
文化12(1815)年6月(「楽器要留」)	神田大和太掾定幸
文化12年8月(紀州103)	神田貞蔵家来吉郎右衛門
文化12年9月(紀州44)	神田貞蔵定幸
文政2(1819)年(紀州111)	神田大和太掾藤原定幸
天保3(1832)年10月(紀州30)・6年2月(紀州107)	神田喜一郎代吉郎右衛門
天保4年10月(紀州23・38・96)	神田喜一郎定光
嘉永元(1848)年9月(紀州37)	神田大和介藤原定光
辛亥(嘉永4<1851>年か)5月 「總御樂器値段付」 (八雲本陣蔵)	「京都烏丸通佛光寺上ル処 總御樂器所 神田大和介」
戊10月「御三鼓仕様書」(彦根城博物館)	御樂器所神田大和太掾(印「烏丸神田」)
嘉永5(1852)年3月「樂所日記」九(国立国会図書館蔵)	神田作治郎(積古 嫡子か)
嘉永5(1852)年8月「樂所日記」九(国立国会図書館蔵)	神田喜作(入門 嫡子か)
安政2(1855)年(13「日記」)	神田大和介
文久4(1864)年『都商職街風聞』	楽器所 烏丸通仏光寺上 神田大和
明治6(1873)年ウィーン万国博覧会	西久保大養寺 神田重助
明治10年内国勸業博覧会出品目録	京都下京区二帖半敷町 神田静(笙, 箏, 横笛)
明治11年11月 正倉院模造作成「金銀平文琴」 (時期不明 書付)(八雲本陣蔵)	神田吉道(重助) 橋場町二十七番地町田久成邸内 神田重助
明治12年『西京人物志』	楽器師 下京区第十二組烏丸仏光寺北 神田孝平
明治15年7月(紀州97)	「修復加 神田吉道」
明治42年8月10日入門(豊原家蔵「中小曲大相伝之記」)	神田君子(京都市上京区烏丸丸太町下ル, 楽器師神田静孫)

註) 紀州=紀州徳川家伝来楽器コレクション(国立歴史民俗博物館所蔵 H46以下の番号を示す), 番号のみ=南都楽人辻家資料(国立歴史民俗博物館蔵)。なお, 地誌類については畦地慶司「近世京都の楽器職人と楽器商の系譜—地誌類による—」(『東洋音楽研究』63, 1997年)・同「貞享・元禄期の江戸の楽器職人と楽器商について—地誌類による—」(『同』64, 1998年)を参照した。

家を訪れ、「転法殿」（転法輪三条家か）より依頼された琵琶について相談している⁽²⁰⁾。また、安永二（一七七三）年一〇月には、辻則安が神田家に、花山院家の笙に一条家から送られた金物を付ける依頼をしている⁽²¹⁾。さらに、天明二（一七八二）年一〇月には、辻近良が「大納言」に「御笙式管 小葵丸・蘭菊丸」を納めたところ、蘭菊丸に「ひひ・根破損」があるため修復を命じられ、「根付」のため神田大和を呼んでいる⁽²²⁾。このように神田家は、楽人の家に個別に出入りし、公家の楽器の修理・作成も手がけたのである。

2 神田家と朝廷の「御用」

さらに、神田家は朝廷の「官庫」で管理される朝廷の楽器の「新調」「修復」の「御用」を勤めた。

辻家の日記で楽所別当・楽奉行である公家「四辻少将殿御蔵」に神田家からの箏二張を預けたという記載（正徳五（一七一五）年）が「御用」である可能性がある⁽²³⁾が、管見の限り、神田家の「御用」請負が明確に確認できるのは、天明八（一七八八）年春に焼失した「官庫」の楽器類の新調・修復である。すでに、小川朝子氏が触れているが、新出史料をふまえ、まず詳細を確認しておきたい⁽²⁴⁾。同年八月、辻近良は「装束類寄合」に出席し、焼失した「官庫」の道具類のうち、「此度楽器者神田大和掾相頼度由二付、此儀も及相談」となった。対象となった楽器は、高舞台・敷舞台・左右大太鼓槽式つ・左右太鼓鞞台式つ・大太鼓舞台二つである。その上で、三方楽人を支配する楽所別当・楽奉行の公家四辻家に九月付の願書を提出した。左はその願書である。

奉願口上之覚

一、楽器類木竹細工之類者近年 御用之節神田大和掾与楽器師被仰付御用相勤罷在候付、今度楽器之類新調・御修復等之義、御用被仰付被下候様二私とも江相頼罷在候間、此度右之者江

御用被仰付被下候様奉願候、此段宜武辺江御通達被下候、以上

申九月

一一一

一一一一一

結局この願はすぐには聞き入れられず、翌年三月に同文の願書が、辻常陸介・辻雅楽権助・林日向守・岡伊豆守・窪甲斐守・山井備中介より、四辻家の役人（四辻宰相中将様御内 岡内膳殿）に「又々差上」られた⁽²⁶⁾。そして、六月一日に西町奉行所に楽人の代表として三方楽人老分代と林廣猶（天王寺方）が呼び出され、与力より「去秋差出有之願書之趣、焼失之楽器類神田大和掾江仕法帳指出候様可被仰達候段」とようやく神田家の請負が認められた。約一ヶ月後の閏六月二日に、神田家が「絵図并仕法帳」を辻家に持参して確認した上で、閏六月四日に辻・林廣猶が西町奉行所に持参した。町奉行所は「仕法帳」が割り増し気味とみて、とくに晴の日と雨の日の二通りの敷舞台を作る必要についての説明書を楽所に求めたため（「仕法帳御取増二相見へ候由にて、敷舞台晴雨式通之旨、口上書差出し可然旨」、楽人側はすぐに口上書を作成し、提出している。さらに、閏六月一四日に神田家より「仕様書」が提出されたが、「於楽所相認、武辺江差出候事」との指示があり、結局楽人集団（「楽所」）より再提出されている⁽²⁷⁾。左はその仕様書である（以下、史料中の括弧内は筆者の註である⁽²⁸⁾）。

表紙之題号

官庫焼失之舞楽器仕様書

別紙大直紙帳面也

一、高舞台巻式（仕様省略）

一、太鼓台右巻・左巻 式基（仕様省略）

一、鉦鼓台右巻・左巻 式基（仕様省略）

一、太鼓筒 式基（仕様省略）

一、太鼓槽 式槽（仕様省略）

一、敷舞台 三間四方 壺組（仕様省略）

一、両儀同 式間半四ツ 壺組（仕様省略）

右之通二御座候、以上

寛政元年酉閏六月

山井備中介	印
窪甲斐守	印
岡伊豆守	印
林日向守	印
辻雅楽権助	印
辻常陸介	印

神田家への楽器新調・修復の根拠は、「近年 御用」を申しつけているという実績であり、これ以前から神田家が朝廷の「御用」に関わっていたことがうかがえる。宝暦二二（一七六二）年刊の地誌『京町鑑』で、すでに「御楽器師」とあるのは、そのためであろう。ただし、「御用」の任命は、経緯からわかるように、神田家からの願いを受けた楽人集団からの推挙によるものであり、仕様書も楽人集団の名で提出しなければならなかった。最初の願書提出後、神田家が辻近良を訪れ、「此頃願書出候爲挨拶メ十本入」と挨拶に来ているのもその証左であろう。なお、この仕様書に対して、幕府から六月に「宝永元之度留書」との齟齬についての修正、「大仏師・装束師、右御用相勤度旨相頼候得共、先年之振合^茂有之候二付、今度^茂入札吟味之積之由」と入札の指示が出されており、神田家の請負が実現したかどうかは不明である。

しかし、その後、享和三（一八〇三）年二月二十六日には、「加茂祭舞人陪従装束類其外御修復」を請ける場合は値段の書上を、断る場合はその理由書を提出するよう、神田大和が六人の者とともに命じられており、こうした修復の出入となっていたことがわかる。⁽²⁹⁾ 文政四（一八二二）年一二月には修復した太鼓・火焰類の納品、⁽³⁰⁾ 安政二（一八五五）年八月

には「大太鼓・火焰太鼓・同筒等新調」⁽³¹⁾が確認でき、万延元（一八六〇）年一〇月には、楽器は不詳だが楽人立ち会いのもと納品前の検品が神田家で行われている。⁽³²⁾ また、神田家自身の直接の請負は不明だが、天保五（二八三四）年・嘉永四（一八五二）年・安政四（一八五七）年⁽³³⁾の修復・新調に際しては「装束師」として他の者と挨拶に向いている。⁽³⁴⁾

このように、神田家は楽人を媒介として、朝廷の「御用」も請け負うようになったのである。

3 雅楽の近代と神田家

維新期の神田家の当主神田重助（吉道）について、近世来の楽人の末裔である多忠龍^{おのちゅうりゅう}は、昭和一七（一九四二）年に次のように述べている。⁽³⁶⁾

「明治二十年頃に死んだ人ですが、このひとなんか、なかなかの名人だつた。（中略）この重助といふひととはかく近世の名人といふべき人物でせうし、もう一年か二年生きてゐたら、帝室技芸員になつたでせう。なんでもつくるのです。琵琶でも、箏でも、箏でも、笛でも、笙でも、なんでもつくつた。それで、みんなよくできてゐる（中略）惜しいことをしましたよ。まあ、何といひますか、名人肌のひとつでしたね。（中略）東京へ来る前は京都に住んでゐたのですが、そのころの話で（中略）正倉院をあけたころ、楽器がたいへんいたんでゐる。琵琶なんか、口かあいてゐる。それを神田重助になほさせようといふので、わざわざ京都まで頼みに出向いたわけなんです。（中略）正倉院にあるあの古い楽器は、そのときに神田重助が博物館長の命令でなほしたものでなんです。畏れ多い話ですが、宮中にある楽器のなかにも重助が手を入れたものがあるはずですよ。（中略）楽器師なので、雅楽をやるものだけにしか知られてゐませんが、まあ、一代の名人でせう。惜しいことに

跡つぎがなく、娘がりましたが、陸軍の軍人を養子にして、楽器のほうはそれつきりになつてしまいました」

維新期の当主神田重助（吉道）は、明治になると楽人たちとともに主な活動の場を東京に移し、官の仕事を請け負った。明治五年の外務省によるロシア皇子接遇のための舞楽上演に際しては、前年に日光東照宮の大太鼓や、高舞台の塗り直しを命じられている。⁽³⁷⁾ 正倉院の楽器の修復については未確認だが、明治五年五月二七日に正倉院調査を含む社寺宝物調査で近畿に向かう蟻川式胤を「神田重介」が品川宿まで見送っており、⁽³⁸⁾ また明治一二年一月の「金銀平文琴」（正倉院北蔵26）の複製作成に琴工として神田吉道（重助）が関わっていることから考えて、⁽³⁹⁾ 実際にかかわった可能性は高いだろう。また、時期は不明だが、薩摩藩出身で博物館事業にかかわり、雅楽にも傾倒した町田久成（一八三八〜一九七〇年）⁽⁴⁰⁾ の自宅に滞在していることも確認される。さらに、蟻川らがかかわった明治六（一八七三）年ウィーン万国博覧会への参加で、神田重助は、「雅楽器之部」一四品のうち九品にあたる笙・横笛・箏・篳篥・高麗笛・歌笛・笏拍子・調子笛（一名律管）・箏・琵琶を、「神楽器之部」で鞆鼓（胴臺共牡丹唐草蒔画付）・大鼓（オホツツミ 臺撥 黒漆牡丹唐草蒔画付）・笛、「俗楽器之部」で大和笛（一名神楽笛）、一夜切（一名一節）、能管（一名能笛）、須磨琴（一名筑紫琴 管一ツ）を出品している。⁽⁴¹⁾

このように、神田家は近代国家における国楽としての雅楽の再編や、「伝統」の再発見・輸出など、近代の雅楽において重要な役割を担ったのである。

なお、神田重助の名が史料上確認できるのは、現状では管見の限り明治一五年の修理の記事であるが、明治一〇年に同じ京都二帖半町の神田静が内国勸業博覧会に出品し、その孫が明治四二年八月一〇日に豊原家に入門している（前掲表上）。東京に出た重助との関係は不明であるが、その子孫もしくは分家の可能性があるだろう。その後の神田家の動向は、

まだ明らかにしていない。

② 雅楽の伝播と神田家

1 武家との関係形成

楽人への出入、公家さらに朝廷の御用は、地誌や商品目録（「總御樂器値段付」後述）の肩書に「御樂器師」や「御用」を付すように、神田家の信用の源泉となったと考えられる。すでに一八世紀前半には、楽人を媒介とした神田家と大名家・武家の関係も成立していた。以下、楽人の日記の関連記事を示したい。

まず、楽器の修理についての記事が確認できる。宝永五（一七〇八）年四月には、神田近江に辻近家が佐倉藩主稻葉家の「古琵琶」の修復料金六両を立て替え、五月に修理を指示している。⁽⁴²⁾ また、享保三（一七一八）年閏一〇月には、雅楽を研究した田安宗武の家来高島武助の笙の注文を神田家が辻近緒に取り次ぎ、さらに広祥へ笙舌を依頼している。⁽⁴³⁾ 寛延三（一七五〇）年五月には、「備前屋敷」より依頼の琵琶修復料四両一步を渡しており、⁽⁴⁴⁾ 岡山藩との関係が確認できる。さらに、明和四（一七六七）年九月には、神田家が「田沼殿・四辻家」への「謝礼物」を辻家に持参している。おそらく辻家より田沼家への紹介があったのだろう。⁽⁴⁵⁾

このほか、東儀文均の日記（「案所日記」）によれば、嘉永三（一八五〇）年十一月、所司代の引継で京都に来た老中松平乗全（西尾藩）の家中山下嘉右衛門を、本人の希望により文均が神田宅へ連れて行っている。山下は「雲州門人」として楽道をたしなんでおり、藩の進物役をつとめていた。四日後に神田家から東儀に礼金が渡されていることから、東儀は武家の楽器購入で神田家をおっせんしたのだろう。⁽⁴⁶⁾ また、嘉永六年六月には、三上藩主の意向で雅楽修行として東儀文均の江戸下向からの帰路

に同行してきた藩士山田元三郎を神田邸に泊め、祇園祭の宵山や山鉦の見物、菓子屋への案内をとめていた。⁽⁴⁷⁾ 同一〇月には、尾張藩士で雅楽にかかわった大道寺から作成依頼のあった「永仁笙篋」が南都楽人林筑州より届いたため、文均が手紙を神田家に取り次いでいる。⁽⁴⁸⁾ そして、文久三（一八六三）年一月には、「主用二而上京中」の同じく尾張藩の楽人（尾州名古屋楽役）の日比野伊三郎・吉川新藏・佐藤左太七・山崎大治郎が、文均に「今日拝見之儀神田ヲ以頼」、文均は「狩衣」を貸し、「拝見御場所」を四辻の家中（八田織部）へ頼み、四人は朝儀の舞を「都合能」「内々拝見」している。⁽⁴⁹⁾

さらに、楽器の修理や調達だけでなく、藩士の入門の取り次ぎが確認できる。宝暦九（一七五九）年七月には、「稲垣周防守殿（近江山上藩稲垣定計）家中田村左仲龍笛熟二御座候間、門入之儀許客之段」と謝礼について辻高広（別家）の依頼で神田内匠悴十蔵が、辻家に問い合わせている。辻家より「太刀一腰・馬代銀十兩」との回答を得て、翌日、神田家は田村を連れていき、入門が叶っている。⁽⁵⁰⁾ ちなみに稲垣定計（南岳一七二八〜一八〇四年）は、武家としては最初に四辻家より秘伝である下巻越調を伝授されるなど、雅楽を愛好した大名であった。また、明和四（一七六七）年九月には、辻則承は、徳島藩士の江戸詰の門弟瀧勇蔵・足助喜馬太・速水弥三郎に伝授状を渡している。⁽⁵¹⁾

江府阿州衆笙之門弟瀧勇蔵・足助喜馬太、兼蘇合香伝授之儀段々願二付、銀添伝授状相認差下ス、速水弥三郎儀未稽古之間も無之候へ共、阿波守殿達而被相願、高弘（辻高弘 別家）今申登之、難然止強客二而、則此度一所二伝授状差下ス

伝授状之事

蘇合香 一具 鳳笙之曲

右者今度難為秘曲、依懇望普通道之一説令伝授源治英之訖、不及他人者申、至于子孫全相伝有之間敷者也、依伝授状如件

明和五丁亥年九月

從四位下行右景亮狛宿欄則安(花押)

瀧勇蔵との

右之通喜馬太正・弥三郎時⁽⁵²⁾ 兩人江遣ス、中鷹紙二相認

このうち、瀧勇蔵は瀧勇蔵芳英（二〇六石）で、宝暦四（一七五四）年に養子入りして以来、江戸、京都、国元を移動し、当時刀番を勤めていた。足助は当主が確定できないが、三〇〇石でしばしば江戸詰となった藩士である。速水弥三郎は、宝暦三年に御見小姓として召し出され、明和二（一七六五）年八月七日に「楽為稽古京都江発足罷越」、一二月にいったん江戸に戻ったのち、再び三年に江戸で御側小姓となり、四年二月三日に「楽為稽古京都江乗船罷越」、三月九日に一五石より二〇〇石となつている。速見は、京都で雅楽の修行を積んでいた者であった。彼らはいずれも藩主側近で、とくに速見は雅楽の相手を勤めたと思われる。⁽⁵²⁾ 三人のうち、速見弥三郎は未熟であったが、藩主の強い意向で伝授を許したとあることからもうかがわれるように、彼らの伝授は藩主の意向を受けてのものであった。そして、伝授の翌日には、「阿州屋敷甚佐江手紙遣し、右伝授状三通并神田分差越候笛直し候一具箱江入相頼差下ス」と伝授状とともに神田の笛を調整して届けている。伝授と楽器の授受はセットであり、神田家が楽器を供給している点が注目される。おそらく神田家は、彼らの紹介にも関わっていたのであろう。

このように、神田家は大名家や藩士の楽器の修理・製作にかかわるだけでなく、おそらく楽器の調達を媒介として藩士の楽人への入門の仲介役をつとめたのである。

2 地方の社人・僧侶・文人との関係形成

神田家が関係を持ったのは、武家だけではなかった。神田家は、出入する複数の楽人と雅楽を需める人びとをつなげたのである。

まず、豊原文秋・陽秋・胖秋・喜秋の七四五名の入門・相伝記録「中

小曲大相伝之記」(寛政八(一七九六)年(大正年間)⁵³)より、西山松之助氏が「中間教授師匠」として注目した門人の紹介者(「吹拳」・「取次」・「紹介」)における楽器師の位置を確認しておきたい。同史料で紹介者が記載されるのは天保三(一八三二)年以降で、近世段階では一四人の入門者について紹介者が三八家であった。このうち、五人以上を紹介した家を表2に示した。計八家(便宜的に同じ家とした)で、紹介者が判明する門人の三分の二を紹介していることになる。このうち、上位三家は楽人で、紹介した門人は計二十九人(さらに山井家の紹介した二人を加えれば三一人)と、判明する門人のうちの四分の一を占める。楽人同志が門弟を紹介しあうという例である。次いで目立つのが、尾張藩士寺島家(一五人)・同大道寺家(五人)である。ほか、僧侶覚正寺(一〇人)、神田家(九人)、神主(石清水八幡宮谷村家八人)となる。神田家が紹介した入門者は全体の約八%を占めており、楽人豊原家と人々をつなぐ役割を果たしていたと評価できよう。

表3には、神田家が紹介した門人九名を入門年代順に示した。8圓勝寺は「取次」で、ほかはすべて「吹拳」である。まず地域は伊勢三人・遠州一人・伊賀一人・越後一人・越中一人・尾張一人・美濃一人で、東海から新潟方面となっている。また、身分は確定した者が僧侶が五人、商人が二人である。楽人を除けば、他の紹介者は同じ地域、おそらく地域の文化ネットワークの者たちを紹介していることが多いのに対して、神田家は顧客の紹介のためか多地域にわたっている点が重要であろう。そして、7芳蘇寺義龍の場合、のちに圓満寺頼龍(遠州掛川宿、一向宗本願寺末寺 嘉永二(一八四九)年六月三日)・池田庄三郎勝(遠州浜松、嘉永五年八月)を紹介していることから、神田家が門人の地域的な展開のきっかけを作る役割を果たしたといえよう。

神田家が紹介した門人のうち、概況がわかるのは、4竹内弥兵衛息弥八郎源安道と6江口源八である。4竹内は、桑名に接する東海道沿いの

町場矢田町で佐藤や質物貸付で財を成し、亀崎新田など町人請負新田にもかかわった豪商であった。当主は文化的な活動も行い、とくに文化七(一八一〇)年に養子に入った竹内弥左衛門(号南淵 一七八四〜一八五二年)は、読書を好み、国学は本居春庭・大平、和歌は足代弘訓・富樫広影、狂歌を尚左堂俊満、詩を藩儒片山恒斎に学び、俳諧も嗜んだ。馬琴が桑名を通過する際に歓待し、また山東京伝・石川六樹蘭・四方垣真顔・十返舎一九なども交流があったという、地域の有力な文人であった。⁵⁴ 同家文書には、京都の袋物師や風呂師など職人への発注や、画家雨森敬亭との書状のやりとり、茶会の開催などが確認できる。音曲については、文政九(一八二六)年三月に林広好(天王寺方楽人)から「多賀大社音羽梵聲取次」で、笙の「平調五常楽急」の免許状が竹内泰道に出されている。また、天保九(一八三八)年九月には、豊原隠岐守から「平調五常楽急」の免許状が竹内弥八郎安道に出され、おそらく入門後に、豊原陽秋が竹内弥八郎に金四両一朱で鳳笙一管を譲っている。後者が神田家が「取次」いだもので、神田家の名前は直接現れていないが、楽器の提供を授受に関与した可能性は高いだろう。⁵⁵

6江口源八は、安政四(一八五七)年八月刊『東講商人鑑』の「中条中町 会津屋源八 呉服太物店」が該当し、近代に地主経営も行った事が確認できる。地元の伝承によれば、江口は会津から中条(現新潟県)に移住し「京都大坂や岡山方面まで商売に行かれた豪商」で、明和五(一七六八)年に京都より八〇人の人夫で運んできた熊野若宮神社の小台輪と御輿の寄進者とされている。⁵⁶ 明治には「煎茶抹茶書画展覧会」の幹事を務めており、1竹内と同様、地域の文人だった可能性があろう。こうした紹介は、豊原家に限ったことではない。辻家の場合、安永二(一七七三)年九月に神田大和が「入門」希望者二人の紹介を打診したうえで、手代が辻則安のもとに連れて行っている。⁵⁷

表2 豊原家入門・相伝記録「中小曲大相伝之記」における紹介者(5人以上)

番号	身分	紹介者名	合計	吹拳	紹介	取次	記載なし
1	楽人	東儀元鳳	11	9			2
		東儀阿波守	1	1			
2	楽人(京都方の筆筈)	安倍季良・季資	12	9	2	1	
3	楽人(天王寺方の筆筈)	安倍氏	1	1			
		安倍加州	1	1			
		(安部)季邑	1	1			
		安部季誕	2	2			
4	武士(尾張藩士)	寺嶋又八郎・文右衛門	11		11		
		寺嶋某	4		4		
5	僧侶	蕭然庵 覚正寺賢了ほか	10	7	3		
6	楽器師	神田大和介ほか	9	9			
7	神主	谷村詩涛(カ)	1	1			
		谷村右吉	2	2			
		谷村光昭	4	4			
		谷村内蔵丞(石清水神官)	1		1		
8	武士	大道寺玄蕃	5	5			

表3 神田家が豊原家に紹介した入門者(「中小曲大相伝之記」より作成)

番号	名前	入門年月日	居所・出自など	身分	紹介者	備考
1	善明寺圓澄	天保5(1834)年 5月29日	勢州長嶋町桑名郡	僧侶	神田喜一郎	
2	光栄寺大運	天保5(1834)年 5月29日	勢州桑名郡長嶋遠浅	僧侶	神田喜一郎	
3	須川善右衛門保久	天保7(1836)年 10月7日	伊賀国阿拝郡川合郷		神田次郎助	
4	竹内弥兵衛息弥八郎源安道	天保9(1838)年 9月24日	勢州桑名住矢田町	商人	神田大和介	
5	宮嶋文左衛門頼章	弘化4(1847)年 8月	越中人		神田	
6	江口源八	嘉永元(1848)年 4月	越後蒲原郡中條住	商人	神田	季良朝臣取次
7	芳蘇寺義龍	嘉永元(1848)年 4月24日	一向宗東本願寺末寺, 遠州浜松住	僧侶	神田善輔	入門料金百疋・ 扇子料銀一両
8	圓勝寺喚命	嘉永元(1848)年 11月	一向宗西本願寺末寺, 尾州	僧侶	神田(取次)	入門料金百疋, 覚正寺探玄吹拳
9	光宗寺宣教	嘉永2(1849)年 4月	濃州加茂郡加治田 (*一向宗)	僧侶	神田	入門料金百疋・ 扇子料銀二匁

神田手代、入門之兩人同道而佐渡国雑太郡川原田中山五兵衛惟貞・備前児島天城遍照院神光、右兩人也、祝儀三本入・扇子一箱ツ、金百疋宛持参ス、五常楽急唱歌口伝ス、中鷹以譜相認

右之譜者佐州川原田中山五兵衛惟貞鳳笙之道依執心、当家門弟爲契約令授与之訖

安永第二癸巳年八月上院 從四位下行右京亮狛宿禰則安

右之通遍照院も同断也、吸物・酒出ス

佐渡河原田町の中山五兵衛惟貞（一七四五～九一年）は儒者で、このうち天明年間に京都の聖護院で塾を開き、さらに聖護院門跡の盈仁入道親王の侍講をつとめたといふ⁽⁵⁸⁾。また、遍照院は現倉敷市の寺院である。両者の関係は不明だが、神田家が顧客二人をまとめて連れて行ったという可能性があろう。このほか、寛政元（一七八九）年六月には、神田家が「江州日野住伊藤平九郎笙入門之儀頼」を受け、嘉永四（一八五二）年九月に「和州吉村信之助平福章」、万延二（一八六一）年三月には山口吉蔵の笙の入門を取次ぎ⁽⁵⁹⁾、神田家が祝儀金を辻家に、辻家は神田家を介して笙の譜面を渡している。吉村は大和国田原本町の屈指の富商吉村柳亭（一七九四～九四年）である。領主である交代寄合平野家の掛屋であり、たびたび財政の献策を行い、財政の立て直しのため藩の「御蔵方」として登用され、給人として扶持を与えられていた。そして、高取藩儒となつた谷三山に入門して四〇年余の間儒学を学び、和歌にもすぐれていた文人であつた⁽⁶⁰⁾。

また、同じく南都楽人辻家には、文政七（一八二四）年二月に、尾州津島神主氷室伊織が舞で入門するにあたり、伊織からの「祝儀白銀巻枚并蓄状・書面等神田分相達」と、神田家が取り次いでいる。さらに、安政四（一八五七）年九月にも「越中富山住今井善兵衛笙入門之儀神田大和介ヲ以御頼」を受けている⁽⁶¹⁾。

このように、神田家は各地の神主や僧侶、武家、さらに各地の文人を

楽人とつなげ、地域的な展開のきっかけを作つたのである。

③ 楽器の販売

1 大名の古楽器の収集と神田家

神田家は、新調した楽器を販売するとともに、とくに大名家については、古楽器の収集に積極的に関与した。こうした古楽器の収集について、楽人の末裔多忠龍は、昭和一七（一九四二）年に次のように語っている⁽⁶²⁾。

「頼尊とか行圓とかの名作が世の中に出ないのは、むかしは大名が雅楽をやつてゐたので、大名ともなると、楽器がわかる。楽器がわかるから、これはいかがです、と、商人が持つてくると、お金はあるんだんにあるし、よし買はう、といふので、すぐには買ひあげない。買ひあげたら、なかなか外へは出さない。さういふわけだから、一生のうち一本でも、さういふ名人の作つた楽器が手に入れば大したものだ」

これは、天保生まれの元楽人林広守からの伝聞である。楽人の嫉妬、あるいは「富裕」な大名イメージの真偽はさておき、まさに大名の楽器コレクションとして今日も伝存しているのが、紀州藩主徳川治宝（一七七二～一八五二年）が収集した紀州徳川家伝来楽器コレクションと、彦根藩主井伊直亮（一七九四～一八五〇年）のコレクションである⁽⁶³⁾。これらの楽器には付属文書や関連史料があり、具体的な購入の経緯がわかるものも少なくない。ここでは、両コレクションより、神田家の楽器販売の実態をみていきたい。

まず、紀州藩のコレクションについては、楽譜を除く一五八件のおよそ半数の八一件に、附属文書がある（写真1・2）。このうち、神田家



写真1 付属品・付属文書の例(雲鶴)
(国立歴史民俗博物館蔵)

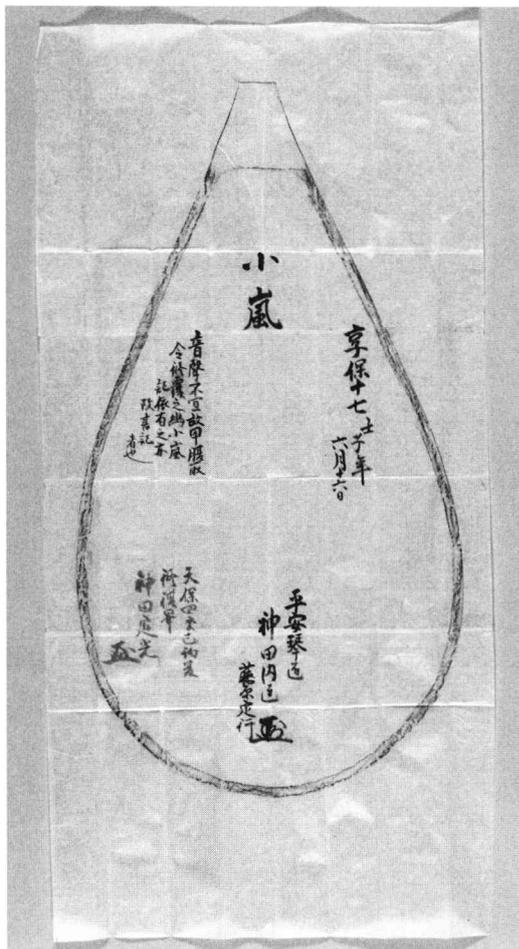


写真2 付属文書の例(小嵐)
(国立歴史民俗博物館蔵)

は約三割にあたる二九件に登場している(表4)。

まず、神田家は楽器の製作にかかわっている。31新載(筆築)は、窪近儀所持の筆築「千鳥」の「模造」として製作を依頼され、文化五(一八〇八)年三月一五日に納品している。30福寿丸(筆築)は神田重堅の作、56芦田鶴(龍笛)は神田家の初代の作、95朝陽(琵琶)の撥(琴師治貞)も同様で、問い合わせについて実際に神田家が鑑定をしている。

八件は、修理である(11山端(笙)、37木枯(龍笛)、81一節切、92白鳳(琵琶)、92白鳳(琵琶)、96小嵐(琵琶)、前掲写真2)、100文殊丸(琵琶)、103雲鶴(琵琶 前掲写真1)。37木枯(後掲写真15)の修復にあたっては、楽人の東儀に試演を依頼している。また、自身が楽器を直すだけで

なく、付属品の箱などの新調を他の職人にさらに発注する場合もあった。

天保三(一八三二)年の46金龍の購入にあたっては、箱の蒔絵を担当した土佐土佐守より金二〇〇疋の受取書が「神田喜一郎様御取次」へ、銘の調・証書・箱書きをした山路右兵衛尉より金二〇〇・一〇〇疋の礼状が神田家に出されている。このほか、97琵琶「美女」については、撥の作成のほか、琵琶掛を「古物」で調達すべく宮中をあたり、48龍笛「雲鶴」の銘の執筆を、書道を家職とする花山院家に依頼している。

さらに、製作・修復との重複も含め、神田家による楽器の鑑定・評価が一九件にのぼる点は注目される。これは、付属文書がある楽器の四分の一にあたる。言うまでもなく、「古楽器」の収集にあたっては、楽器自体の質とともに由緒・伝来が重要である。神田家は、楽人とともに、楽器の価値を決める重要な役割(「目利」後掲史料A)を果たしたのである。

そして神田家は、「古楽器」の収集にも直接関与している。以下に示

表4 紀州徳川家伝来楽器コレクション付属文書(国立歴史民俗博物館蔵)にみる神田家

関係	番号	種別	銘	作成文書・内容	神田家の記述	原所蔵者
製作 (新規)	31	箏篋	新載	文化年中「神田大和太極目録」・文化5(1808)年 3月15日の書状 大隅国台明寺の青葉笛竹を使い、窪陸奥守近儀所持 の箏篋「千鳥」の「模造」として神田が作成	「楽器工神田大和掾定祥造」 神田喜一郎 吉郎右衛門	—
製作, 鑑定	56	龍笛	芦田鶴	嘉永2(1849)年11月(書状) 松原隣安赤松信道 (持主の大坂医師の息子)の記載	「神田大和介元祖之作、先年 大和介御国表江罷越仕拙相極 申候」	
製作	95	琵琶	朝陽	天保3(1832)年10月(書状)(神田喜一郎→川合岡 右衛門 撥の作者の照会に対し、治貞か治光の作と 回答)	神田喜一郎	
製作・ 鑑定	30	箏篋	福寿丸	天保3(1832)年10月「福寿丸御箏篋鑑定書」神田 重堅の作(喜一郎より五代前)	神田喜一郎	
修理, 鑑定	11	笙	山端	文化元(1804)年修復 文化14(1817)年9月「山端御笙記」(銘の鑑定) (音の調整=京都楽人林撰津守)	神田大和掾定幸	大野本遠寺→徳川治 宝
修理, 鑑定	37	龍笛	木枯	嘉永元(1848)年9月「証」、9月5日(書状)、修理	神田大和介藤原定光	
修理, 鑑定	81	一節切	一節切	天保3(1832)年11月「鑑定書」、8月19日(書状) (修復内容の確認 神田喜一郎→川合岡右衛門)	神田喜一郎代吉郎右衛門 「京都楽工神田喜一郎」	
修理	92	琵琶	白鳳	(文化9年)申11月「上」(神田定祥 内々の証明) ／「明細書」(寛政12(1800)年に神田大和太極定 祥が修復)	神田定祥	
売買? 修理	96	琵琶	小嵐	槽内の銘「天保四癸巳初夏修復畢、神田定光(花 押)・「平安琴匠神田内匠 藤原定行」(書状)(内 容と価格の鑑定 「三十兩と申ても宜、五十兩と申 ても宜、此義ハ御考物ニ御座候」)／4月13日(書 状) (修復ができたので飛脚に送らせる、享保の 頃定行が一度修復)		
修理	97	琵琶	美女	10月27日(書状)(神田方にて窪甲斐守(楽人)→ 川村良碩(治宝の侍医 持主)「御所持之琵琶内々 殿下様へ御囃申上候処、御覽被遊度」ため、見せて 良いか確認)／12月19日(書状)(神田大和掾→森 玄蕃 袋・撥の作成、琵琶掛を禁中官方で探す)／ 槽内の銘「明治15年7月修復加 神田吉道」		鎌倉相承院・・・川 村良碩より文化9 (1812)年献上か
売買, 修理	103	琵琶	雲鶴	※本文参照	神田貞蔵	
修理	100	琵琶	文殊丸	槽内の銘「寛文十戌天五月十一日 神田近江治本 十五歳相当第四度補治則」)		
鑑定	12	笙	真葛	文化14(1817)年9月「真葛御笙記」(鑑定書)	神田大和掾定幸	
鑑定	18	袖笙	鈴虫	5月17日(書状)林撰津守→東儀出雲守	「蘭家百七十年くらい相模守 広寿作と相見え候得共、余程 古ク相見え申候。天保二卯 十二月朔日神田手代申遣候」	
鑑定	22	箏篋	思月	「思月御箏篋作者鑑定書」	神田喜一郎代吉郎右衛門	・・・→東義三河守 より文化4(1807)年 に献上

関係	番号	種別	銘	作成文書・内容	神田家の記述	原所蔵者
鑑定	23	箏築	吹上	天保4(1833)年10月「極」	神田喜一郎定光	
鑑定	24	箏築	白梅	天保3(1832)年閏11月「白梅御箏築鑑定書」	神田喜一郎代吉郎右衛門	
鑑定	25	箏築	寒月	天保5(1834)年10月「年曆鑑定」	神田喜一郎代吉郎右衛門	
鑑定	26	箏築	千鳥	天保3(1832)年辰10月「鑑定之書付」 ※中箱は神田の指示下絵による	神田喜一郎	
鑑定	38	龍笛	秋津丸	天保4(1833)年3月「証」	神田大和介定光	
鑑定	41	箏築	菊丸	「鑑定書」	神田喜一郎代吉郎右衛門	
鑑定	44	箏築	初蟬	文化12(1815)年9月「証」	神田貞蔵定幸	
鑑定	80	一節切	洞簫	天保6(1835)年2月24日「年曆鑑定書」	神田喜一郎代吉郎右衛門	
鑑定	107	琵琶	武蔵野	文政2(1819)年8月「証書」／天保6(1835)年 2月22日「木品并年曆鑑定書」	神田大和太掾藤原定幸／ 神田喜一郎代吉郎右衛門	
鑑定	111	琵琶	満月	文政2(1819)年4月「証」(鑑定)	神田大和太掾藤原定幸	
売買、 鑑定	99	琵琶	花園	文化12年8月「花園家三面琵琶之書付」(楽器の評 価 神田貞蔵手代吉郎右衛門物語)／天保14(1843) 年6月「御律管証書」(神田大和助定光)／8月1日「返 書」(神田貞蔵→森玄蕃 楽器の評価に関する回答 書)／文化12年9月(譲状)(花園 「神田定幸のな かたちをもて望の方へ譲あたふるものなり」)	神田貞蔵手代吉郎右衛門物 語, 神田貞蔵	
売買?	46	龍笛	金龍	(天保3(1832)年)2月8日「覚」(土佐土佐守知事 →神田喜一郎様御取次 200両の受取書)／3月5 日(書状)(神田喜一郎→稻葉三郎右衛門 修理内 容・仕様に関する確認)／3月8日「受取証書」(山 路右兵衛尉→神田喜一郎 銘の調・証書・箱書きを したより金200・100疋の礼状)	神田喜一郎	
売買?	48	龍笛	雲鶴	(書状) ※本文参照	神田大和掾→大村弥兵衛	
売買?	93	琵琶	小白菊	※本文参照	神田大和介藤原朝臣定見	

したのは、93琵琶「小白菊」(写真3) 購入にかかわる神田家の手代吉郎右衛門からの書状である。

A

一、此節極々古絃之比巴^(琵琶)壹面譲リニ可相成由ニて見セニ参リ申候、則一覽仕候^而、実ニ古物ニて、私共目利ニも七百年今已来之器物ニてハ無之、乍去小絃ニ^而有之候へ共、音色ハ大絃之音味有之、珍敷品ニ^而御座候、大キ之形別紙ニ取之人御覽申候、伏見宮御物五常楽と申、御比巴ハ少し大絃ニ^而御座候、年久敷素人之者へ預り置、当時ニ^而ハ譲リニ相成候^而宜敷振り合ニ相成候^而、此度一



写真3 琵琶「小白菊」
(国立歴史民俗博物館蔵)

覽仕候、往古ハ宇治の辺ニ所持致居候比巴と申伝へ有之候、

槽 唐桑 壹枚

腹板 粟三枚ハキ

鹿頭 木性不分

覆手 櫛

転手ハ不足ニて中興紫旦ニて仕宜シ

海老尾黄揚

撥面唐皮ニ小キ白菊之如有

落巾唐皮

撥 水牛

右ハ実ニ鉄勝成器物ニ^而御座候、入御覽度品と存、御沙汰奉申上候、直段ハ先方余程高ク申居候事ニ御座候、御覽も被遊度候ハ、尚又直段之義も取極メ奉申上候、其上御思召伺ひ奉申上候、乍序御沙汰奉申上候、右之袋大和錦名鳴相、是ハ新敷ものニ御座候、先ハ右之段奉申上度如此ニ御座候、以上

正月十七日

神田大和介

吉郎右衛門

B

一、右絃比巴之義奉申上候所、一ト先ツ御覽被遊度段 被仰下、則先方へ申遣し候所、此比他行中ニて、漸々今日返事仕候、京地とハ暫隔テ有之、則宇治の近在之仁ニ御座候、右随分入御覽可申候得共、飛脚便リへハ出しかたく、態々人へ為持具候様と申居候、損し之程安心不仕様ニ申居候、何分器物取寄セ候^而取計ひ可仕候、右ハ持伝へ并伝来之書物ニても有之哉相調可申上候様被仰下候、是又相尋候所、右ハ当時持主分數代前ニいかゞ之訳ニ候哉、持伝へ居候、外ニ書物等も無之、雑物箱へ入有之、右箱蓋の表ニ

小白菊比巴外ニ少し文字残り有之、原三と見へ申候文字有之候、夫故歟。頼政之所持之比巴と申伝へ有之候、則右書付ハ紙ニ認メ有之候へ共、古紙ニ相成破レ之儘除ケ置、右ひわニ添置申候と申居候、当時持主之家へ伝へ候、其已前ハ何方ヲ取入候事哉、段々相調見申候得共、分り不申候趣申居候、価之義承り候所、百五十金と申居候得共、弥取入候節、尚又キメ候所を相調へ、其節可奉申上候、前文奉申上候趣候へハ、態人ニ為持指上候事も可有之候、是又御含置可被下候、いつれ片道ハ入用当方賄ひニ為致可申候、先ハ右之段奉申上度宜敷 御沙汰被成可被下候、書余ハ万々奉期後音之時候、恐謹謹言

正月廿九日

神田大和介
吉郎右衛門

Aより、この「小白菊」はそもそも神田家側から購入を持ちかけられたことがわかる。手代によれば、「小白菊」は神田家に「宇治の近在之仁」(B)より持ち込まれた。神田家では、「実ニ古物ニて、私共目利ニも七百年今已来之器物ニてハ無之、乍去小弦ニ有之候へ共、音色ハ大弦之音味有之、珍敷品」として、琵琶の仕様を書状に記し、図(現存せず)を同封して売り込んだのである。すると、紀州藩側からは、さっそく実見の希望、伝来の経緯と値段の問い合わせがあつたらしい。一二日後に手代が記した手紙がBである。神田家は、持主が遠方にいるので実見については猶予が欲しい、「伝来之書物」はなく、判読ができるのは箱蓋の表「小白菊比巴」「原三」のみで、ここから「頼政之所持之比巴と申伝へ」がある、値段は持主が一五〇両ぐらゐを希望している、と回答している。このうち、文政一一(一八二八)年三月に、神田家は当主定晃の名で「年曆七百年以前之作器」であることと、伝来経緯について「極書」を提出した。一方、おそらく藩側からの要請を受けて、同年春に治宝のプレー

ンである国学者本居大平が、左の添書を認めている⁽⁶⁶⁾。

此小白菊とあるは、この御琵琶の古銘なり、此御比巴は山城国宇治につたへもちたりしなり、いとふるきものにて、楽器師神田何かしも凡七百年はかりあなた⁽⁶⁷⁾の物なりと見ゆといへりき、この銘しるしたる紙に原一といふ文字のかたへの見ゆるは源三といふもののかたのへくちのこれる、なるへくおしはかられてもとの持主は源三位頼政君ならむと或人のいへるはさること、思はるゝなり、この古銘の紙いと古き物にて、こなたかなたくちうせて、はつかに此文字とものこのれるを、今よりのち又ちりうせなは、あたらしきこと、前大納言君このころ思しよらせ給ひて、かくよそひおかしめ給へるなり、此よしいさ、か記し侍るになむ

文政十一年春

本居大平

料紙が古く、「源三」の文字から源頼政の所持という評価(その評価の由来は不詳)ももつともだ、としている程度で、十分な考証とはいえない。むしろ、基本的に神田家の情報を保証したものにすぎない。しかし、同年夏には古筆鑑定家でのち文政一三(一八三〇)年八月より紀州藩に仕えた大倉好斎(古昔園 一七九五―一八六二年)が銘の書付を、「伏見宮貞親王真筆無疑者也」とし、宣長門下で上田秋成の門下でもあつた京都の国学者・狂歌師の林鮎主(一七六四―一八三二年)が「伏見宮貞教」(伏見宮六代当主 一四八八―一五七二年)を調査している⁽⁶⁶⁾。このように、「小白菊」は神田家の仲介と「古物」という保証によつて購入対象となり、藩の側の考証も合わせて「古楽器」として収集されることになったのである。

103雲鶴(前掲写真1)も神田家より購入されたものであつた。右は神田家から、治宝の側近で西浜御殿敷御用人をつとめた森玄蕃(余楽庵)⁽⁶⁷⁾に出された書状である。

A「森玄蕃立神田貞藏之書状巻通」

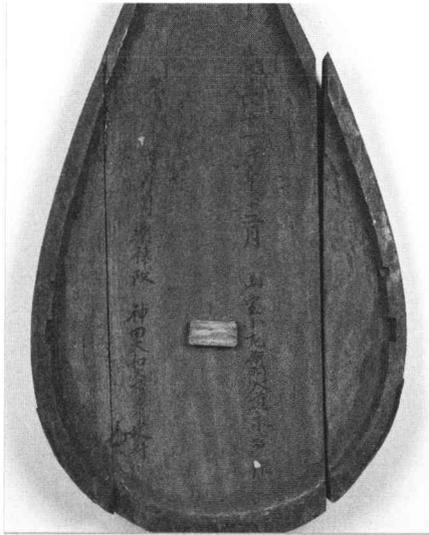


写真4 雲鶴の槽内の銘
(国立歴史民俗博物館蔵)

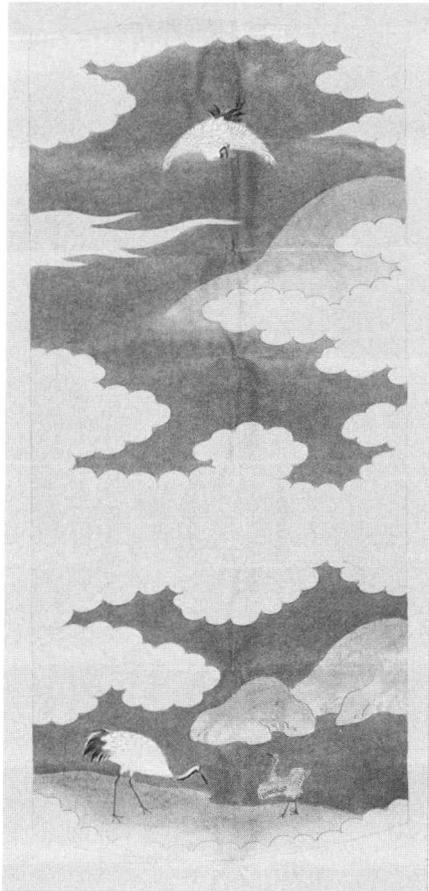


写真5 雲鶴の撥面の描き起こし図
(国立歴史民俗博物館蔵)

御書翰被成下難有拜見仕候、寒冷之節益御機嫌能被遊御座、恐悦御儀奉存候、然者此度小絃御琵琶御用ニ付被 仰付奉畏候、右者小絃ニ而音色宜敷方六ヶ敷御座候得共、当時小絃ニ而音色宜敷品御座候ニ付、奉申上候、右琵琶寸法絵図ニ相認、奉入御覧候、尤撥面皮・落巾共至極見事之皮ニ而御座候、銘雲鶴^与申伝へ、則撥面ニ右之絵御座候得共、古ク相成罷有候、右持主中嶋道感之所持ニ罷在候所、其後親類譲り受所持罷在候、年数慶長之比之器物、其後文化之比私方ニ而修復仕、至極美之器ニ御座候、右琵琶随分譲り相成申候ニ付奉窺候、尤代料之義^者当時金四拾五両ニ而相譲り可申様申居候

一、今壹面小紋琵琶壹面御座候、寸法絵図同様、尤槽同断、チャン惣躰雲鶴琵琶下品之方、尤木品^茂下品御座候、尤音色等小音ニ御座候、右者払物ニ御座候、尤代料式拾三兩ニ而御座候、乍併迎も御用ニ者如何と奉存候得共、先此節払物ニ御座候故、兩様奉窺候、右御窺之上、差下シ候^而宜敷方被成仰下候ハ、早速差下シ可奉申上候、先者右御報御窺旁以愚礼如斯御座候

十月廿八日
森玄蕃様
御披露
神田貞蔵
恐惶謹言

文化二一(二八一四)年一〇月、神田家は藩からの小弦琵琶の注文をうけ(「小弦御琵琶御用ニ付被仰付」)、文化九年に修復を手がけた音色の良い、「慶長之頃之器物」である「雲鶴」を四五両、これより劣る「下品」の「払物」を二三両で紹介している。前者については、文化九年に修復した際に槽の中に「慶長十一年十二月 山室小左衛門入道永斎作」という書付があつたと記し(写真4)、中嶋道感という者が所持した後、その親類に伝来したとしている。また、撥面の絵の図も添付している(写真5)。後者を「払物」として早い意志決定の必要性を匂わせ、「迎も御用ニ者如何」としつつもあえて紹介しているのは、前者の関心をひく駆け引きともみることができよう。このようにあえてこの二面を紹介するところは、一種の商法ともいえるだろう。

紀州藩は前者に関心を示し、紀州藩士で本草学者の小原源三郎(桃

洞)に材の鑑定を命じた。左の小原が作成した文書二点は同じ包紙に入れた同月付のものであり、BはA鑑定書の説明書にあたると思われる。⁽⁶⁸⁾

A 小原源三郎

雲鶴御琵琶之甲即古度樹材之最上品也
右謹而鑑定仕候処相違無御座候、以上

戌十二月

B

雲鶴御琵琶之甲者古度樹和名イス、⁽⁶⁸⁾最舶来之品にて御座候、和産之イスノ木ハ下品にして、器物に造るに堪え不申候、又楽器師惣して唐木類紫藤香・紫檀・枕椰・花欄・鉄力木等之外之唐木を何によらず惣してチャンと呼申候、チャンの名儀詳ならず チャンハ品類多く御座候、古度チャン・枕椰子チャン・海棕チャン・荔枝チャン・椰子チャン等を本チャンと呼候と相聞え申候、又黄チャン・赤チャン等は右之外之唐木にて、仮色をなすものと相聞申候、此外仮製により種々之俗名多く御座候由承候、以上

戌十二月

小原は、説明書の中で、楽器師は「チャン」と呼んでいるのは「唐木類」の総称であって、実際にはさまざまな種類があることを示した上で、雲鶴の材をイス(椅)の木の材の最高級品「古度樹材最上品」と鑑定している(A)。こうして材質はよいものであることが傍証されたわけであるが、それは「古物」の証明とはならない。神田家は、翌年八月に「中嶋道感」について補説する。⁽⁶⁹⁾

(包紙)

「中嶋道閑之事」

雲鶴之御琵琶元所持致居候中嶋道閑儀者、彦根之家中ニ候処、如何致候哉、浪人ニ相成、医道を心懸罷在、楽道を好ミ、隠者之躰にて大津ニ住居いたし、同所ニ而古人ニ相成候、道閑悻者三井寺之内一寺之住持ニ而道閑江助精いたし候趣ニ御座候との事

右 神田貞蔵手代吉郎右衛門物語

亥八月

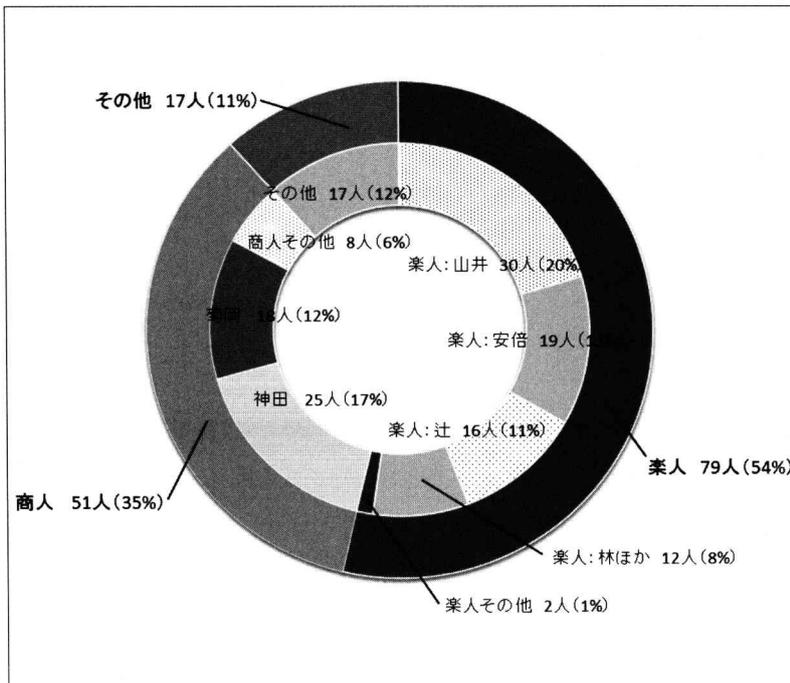


図1 井伊直亮の楽器の入手先
〔「楽器類留」<彦根城博物館蔵>より作成〕

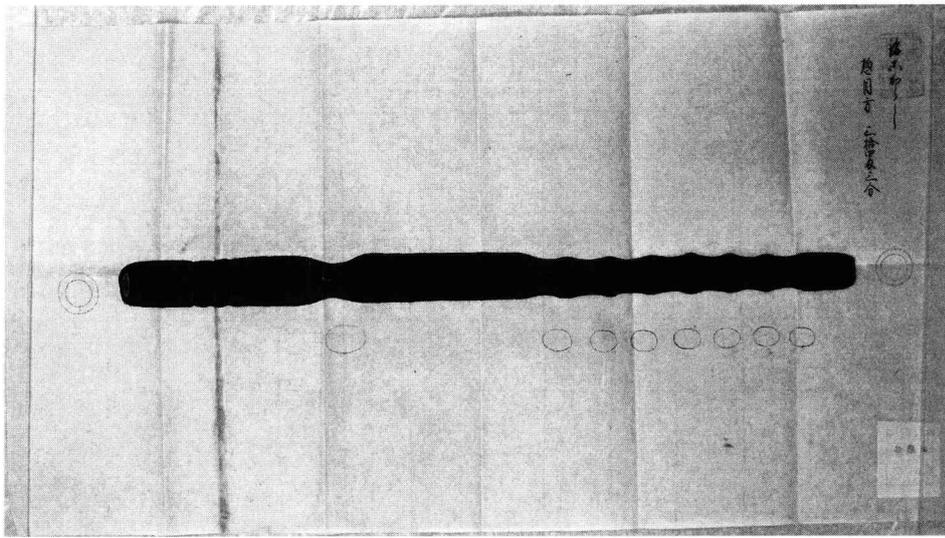


写真6 神田が作成した龍笛「木枯」の図 (彦根城博物館蔵)

楽道を好んだ彦根藩浪人で子が三井寺に入ったという中島道閑⁷⁰という元持主の素性が、この段階で示されたのである。結局、槽の中の慶長一一(一六〇六)年の山室永斎の書を鑑定することなく、この「雲鶴」は「古物」として購入された。「雲鶴」の場合、神田家の「古物」の鑑定を客観的に判断することはできなかったといえよう。

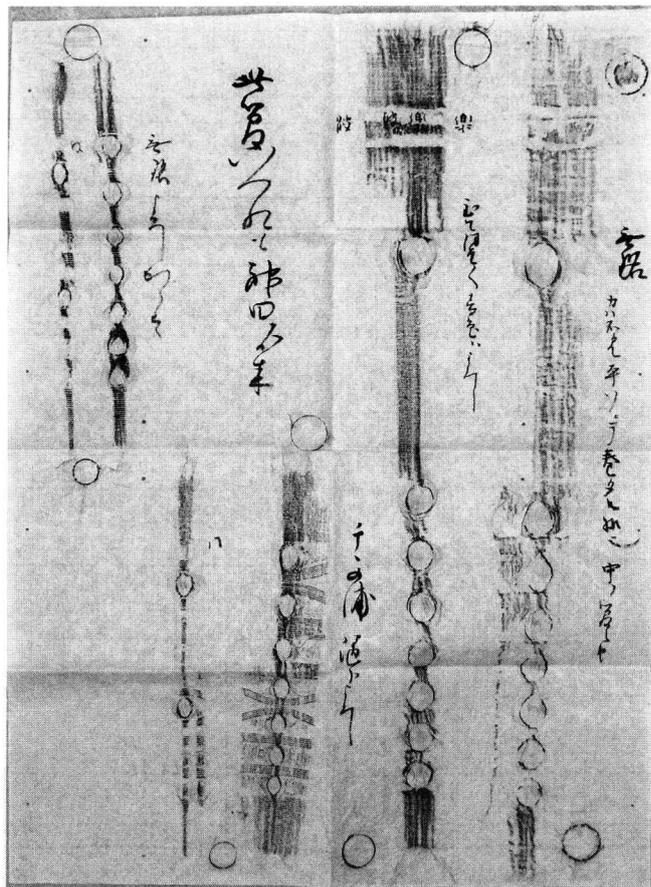


写真7 神田が作成した笙の拓本 (彦根城博物館蔵)

治宝のコレクションについては、入手の経緯が判明するものは少ないが、井伊直亮の場合、自身がまとめた収集楽器の一覧「楽器類留」⁷⁰で、二〇一件の楽器のうち一四七件について入手経路が確認できる。そのうち約半数にあたる七九件は楽人が仲介もしくは直接もたらしたもので、京都方楽人山井家(二家 三〇件、二一パーセント)、次いで京都方楽人安倍家、南都方楽人辻家、天王寺方楽人林家となっている。次に多いのが商人が仲介もしくは販売したもので五一件(三五パーセント)、うち神田家が二五件(一七パーセント)、江戸の楽器師菊岡家が一八件(一二パーセント)となっている(図1)。表5には、神田家の関与が認められる楽器の一覧を示した。神田家は、これらの楽器のあつせんにあたって、楽器図(写真6)のほか、拓本(写真7)も添付している。また、

表5 彦根藩「楽器類留」ほか文書にみる神田家

番号	資料番号	名称	入手年・ 文書作成年	入手経路ほか内容	鑑定書ほか関係文書	制作者・ 制作年代・評価
1	箏 三	玉振箏	文政7(1824) 年間8月	さる御方→窪近章→金尾歌音→ (神田)→直亮	文政7(1824)年間8月 神田 大和大定見 「証状」(1~3で壹紙)	古管, 年暦五百年位
2	箏 六	幾代箏	文化12 (1815)年	仙台家→宿坊住僧→城州八幡森川 院弦誉→弟子浄花院中良樹院頓誉 →(神田大和大掾定幸)→直亮	同上	古管, 年暦凡 四百年余
3	箏 五	沢辺箏	文化12 (1815)年	摂津国の「去る寺」→(神田) →直亮	同上	古管, 年暦凡 四百年位
4	個人蔵	御獄丸笛	文化12 (1815)年	・・・羽州最上柴崎宗右衛門→ (神田)→直亮	神田定幸「証状」	古管, 年暦凡 四百年位
12	龍笛 一	花鳥丸笛	文政7 (1824)年	嵯峨天皇→播州刀刀山鶴林寺→ 摂州兵庫在僧→(神田)→直亮	文政7年間8月神田大和大掾定 見「神田証」(写)	古管, 「神田言, 弘仁之頃之書付 在」
64	藤右衛門作 無銘笙	天保13 (1842)年冬	(神田手代)→松平倉之助(彦根 藩中老)→直亮→(*4339 亥四月 神田大和掾「口上」<修理見積書 >)→弘化2年8月頃塗り直しなど 修理し, 竹生島へ奉納	(神田手代)	藤右衛門作
79	龍笛 五三	四ッ継ノ笛		(神田)→直亮	文化8(1811)年11月 折紙 (鑑定) 神田大和介定見	古管 指田作
118	羯鼓 七	羯鼓	弘化3(1846) 年6月	(神田大和)→(野田三平を以て 指出, 取入)直亮		極古器, 上々 「天王寺台太 鼓同作, 聖徳太 子御物之由」
120	瀑声箏	弘化3年初夏	(神田大和介より取入)→直亮		
121	箏 一一	小箏箏	弘化3年	窪近俊→(神田大和介)→直亮		上
130	箏 二〇	旅雁箏	弘化3年 12月	(神田)→(「於彦根, <野田>三 平ヲ以て神田大和より指出, ヌト ヒ」)直亮		中
131	龍笛 四	国屋寿笛	弘化3年 12月	後鳥羽院→玄白家→(神田)→直亮		極上 鉄笛, 神田が「後 鳥羽院御自作」 とする
132	箏 一八	古管箏	弘化3年 12月	(「彦根江神田大和ヨリ野田三平を 以指出, 実ニ能き品ニ付取入」 →直亮	極月19日 神田大和介 →野田三平(書状)	古管, 年暦五百 年余 銘は鶯丸という か
133	無銘古管笛		(京神田大和介)→(松平倉之助) →直亮		古管
134	鉦鼓 四	鉦鼓	弘化3年夏	(神田より野三ヲ以出し, 即取入) →直亮		古物
140	龍笛 一一	戸名瀬笛	弘化4年 11月	京都本国寺→羽州庄内住柴崎何某 ~同苗宗右衛門→(「京神田大和方 ヨリ野三迄さし越, 百三拾金ニ執 入る、也」)→直亮	*4377「楽器書付(他)」のうち, 神田大和介→野田三平 閏9月 27日書状あり ※本文参照	極古管

番号	資料番号	名称	入手年・ 文書作成年	入手経路ほか内容	鑑定書ほか関係文書	制作者・ 制作年代・評価
147	龍笛 二二	木枯笛	嘉永元 (1848)年	北村源吾→木村勇退→岡山の人→ 〔神田より指越〕→直亮 ※本文参照		
148	龍笛 二一	蜻蛉笛		〔神田大和介より野三まで指越, 懸合之上取入〕→直亮		古管 〔旧銘寛治と申〕
155	……	[] 管笙	嘉永元 (1848)年	〔備前出生之佐々木何某〕が浪花 住居の頃所持→〔神田の指越, 野 三取計, 代 [] 式百両ニ而取 入〕→直亮		無銘頼尊作 (文安3年) 〔暁鷲と申笙〕 〔東西大関と評判 致し〕
163	連管 二	小天狗狛笛	嘉永2年5月	信貴山→〔京神田の来り, 野三ヲ 以て三管(山伏・小天狗)一緒ニ 取入〕→直亮 金350両(164とも ※本文参照)		古管 〔聖徳太子御物〕, 狛笛は弘法大師 所持之管ニ而, 入唐之砌, 彼地 まで持されたし〕
164	……	白鳥箏篋	同上	同上		古管
175	笙 八	大信貴鳳笙	嘉永2年4月	信貴山→(神田)→直亮 540両(176とも) ※本文参照		行円作, 上々 元永3年か 文永3年作 〔日本無双之名 管〕 (神田大和介)
176	笙 一二	小信貴鳳笙	同上	同上		頼尊作 元永2年か 文永2年作 〔日本無双之名 管〕 (神田大和介)
179	……	[] 箏篋	嘉永2年冬	〔京神田 [] (指) 越〕→直亮 〔段々懸合之上〕金65両		〔銘管録ニも出有 之品〕
181	龍笛 六	葛城丸笛	嘉永2年2月	源頼朝→大山崎元八幡宮へ寄付→ 〔彦根江神田大和介 [] 来り候 節取入〕→直亮	嘉永3年1月 神田大和介藤原 定光(喜作) 〔証〕	
(文書)	*4424	箏篋 井槌 丸	子11月	金65両	神田大和介→御用野田三平 〔覚〕(領収書)	
	*9437, 4426	琴 村雨	戌3月	(金500両)→200両	神田大和介→上 〔覚〕(直段書) 同上 〔覚〕(領収書)	
	*4410	笙 蘭	嘉永元年 12月	頼尊作 金200両	神田大和介→野田三平 〔覚〕 (受取状)	
	*4338	笙 青柳	亥5月3日	金98両	神田大和掾→入江讚岐守 〔覚〕 (受取状)	
	*9437	明 益王豎 物 壺軸	戌3月	(金75両)	戌3月 神田喜作→上 〔覚〕 (直段書)	

番号	資料番号	名称	入手年・ 文書作成年	入手経路ほか内容	鑑定書ほか関係文書	制作者・ 制作年代・評価
(文書)	*4368	御管箱二つの 仕様書・図 (「箏篋筒に 関する書付 (他)」のうち)	11月晦日		神田大和介→池田斧介	
	*4372	鶯丸笙につき 書付	4月29日	対管の持主の情報を明らかにし ない旨の回答	神田大和介→野田三平	
	*4343	商品の情報・ 楽所人数の回 答(「購入楽器 等に関する書 付」のうち)	亥閏1月	波龍丸横笛・初春箏・磯良箏・ 菱箏・霰箏・小重代箏・ 八重桐笙	神田大和掾→「覚」 図あり(4346「龍笛絵図(他)」)	
	*4395	御三鼓仕様書	戌10月	※本文参照	御楽器所神田大和掾→明性寺	
	*4336	古楽器の所在 情報に関する 回答(「購入楽 器等に関する 書付」のうち)	亥12月	※本文参照	神田大和掾→(宛先記載無し)	

・番号は「楽器要留」(彦根城博物館蔵)の記載番号、資料番号は彦根城博物館の登録番号(*は文書)

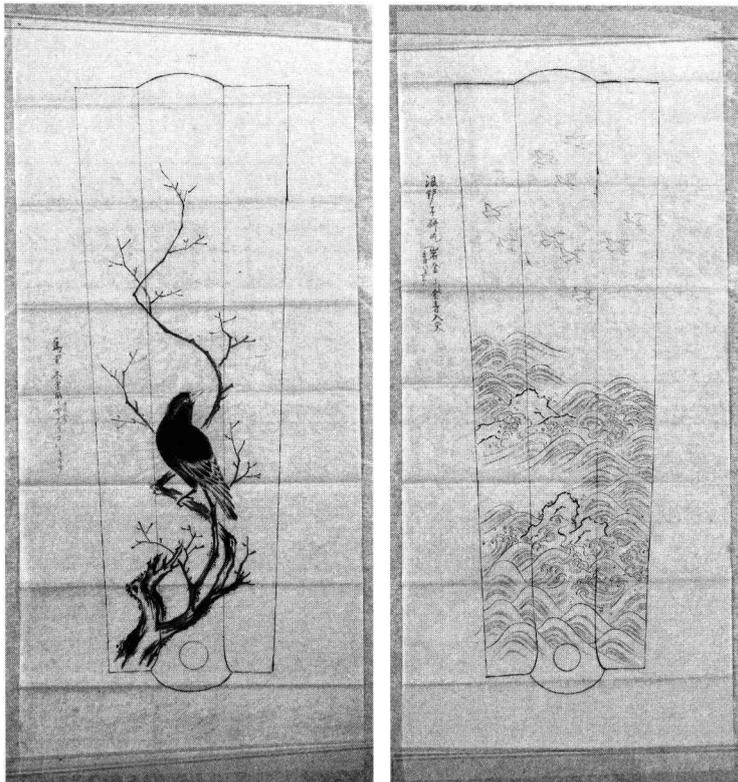


写真8(右), 写真9(左)
神田が作成した箏篋の袋の図案
(彦根城博物館蔵)

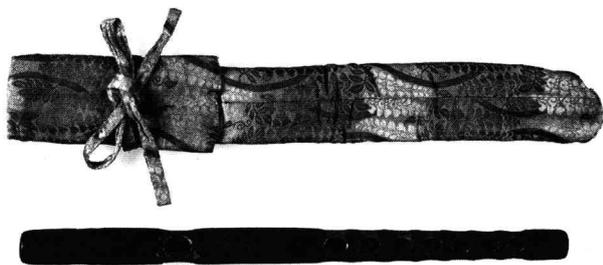


写真10 戸奈瀬 (彦根城博物館蔵)

筆筭の筒の作成(写真8・9)や、鑑定を担っている。修理に関係することもあった。⁽⁷²⁾このほか、菊岡家からの購入で「神田初代作笛」の「松風」(「楽器類留」五五番)、山井基字より「初代神田作筆筭」(同六五番)が入手されている。さらに、著名な「古楽器」の所在情報の問い合わせにも回答している(後述)⁽⁷³⁾。では、具体的な購入の事例をみてみよう。左は、神田家からの楽器の売却情報の例である。⁽⁷⁴⁾

奉窺古物楽器之覚

銘戸名瀬

一、御箏 壹絃

右本間二^而年曆五百年以上相見へ申候、元来飾板古木之紫旦包^(包)、右修復^者中興之物と相見へ申候、手元海青貝二^而岩二浪之彫上、磯板廻房桜之模様彫込有之候、甲中二明応年中之藤余広清修覆畢書付有之候趣二聞伝御座候、本袋紅地大和錦添御座候、箱蠟色塗やろふ蓋^与上々金粉文字にて戸名瀬之銘書有之候

代料百三拾兩

一、御箏 壹絃

右者本間分壹・式寸締り有之候、元来之飾板古職二^而紫旦^(包)或ハ紅木和木之類よせ木二^而相包有之候、裏板鞠形之辺ニ松虫卜申銘有

之候由聞伝ニ御座候、上之鞠形甲中ニ花押杯相見候得共、甚古く相成候故、篤卜難分り御座候

右絃^者先年 上御所肥後細川御家献上ニ相成候松風と申御箏卜同作之様乍恐鑑定仕候、右何^茂 平家子孫伝来之器物卜被存候
代六拾兩

銘断雲

一、御筆筭 壹管

右年曆四百年前之御座候、作者不相知、箱紅木之上へ青貝二^而蓋之表ニ鳳凰壹羽彫上、両脇ニ五三之桐紋散シ、各青貝二^而毛彫、金物金無垢二^而後藤桐之紋壹ツ居有之、外箱・袋等結構ニ致シ有之候

代料五拾兩

右三品当時譲り物ニ出御座候、先以書付 奉窺候、右何れ^茂持主秘藏之品ニ御座候、弥 御覽被遊候御儀ニ候ハ、日限五十日之間ニ御治定被遊候様、御願申上候、以上

この史料には、現在「譲り物」として出ている箏「戸名瀬」(一三〇両)と箏「松虫」(六〇両)、筆筭「断雲」(五〇両)の楽器の伝来や特徴・値段を説明し、持主秘藏の品のため、実見した上で五日以内に購入を決定して欲しい、としている。結局、彦根藩は「断雲」を購入している。また、弘化四(一八四七)年十一月、彦根藩は神田家より「極古管」である龍笛「戸名瀬」(「楽器類留」一四〇番 現存 龍笛一 写真10)を入手した。入手を検討する際、藩は閏九月に神田家に問い合わせ、神田家は担当役人(担当の小納戸方御用取締役野田三平)に次のように回答している。⁽⁷⁵⁾

去ル十三日付二^而被成下候御書面今廿七日相達シ難有拜見仕候、先

以向寒之節ニ御座候処、益御康ニ被遊御勤奉恐賀候、然ハ此度 御用ニ相成申候戸名瀬御横笛前持主之義、先達申上候処、今一応奉申上候様被仰下奉畏候、右者寛文之頃迄当地本國寺什物ニ御座候処、其後故有而羽州庄内住柴崎何某之所持ニ相成御座候、其末孫・同苗宗右衛門と申者所持仕、右宗右衛門義近來此地江罷越、京住仕居候而楽道執心ニ專相用ひ居申候処、段々不如意ニ付先年師家へ相頼、質物ニ相成申候処、宗右衛門義四・五年以前相果申二而、當時銀主之所持ニ相成御座候義候間、此段御承知被遊可被下候

一、先便代料御下ケ被成下、難有儘ニ落手仕候、右先頃御請奉申上候、定而相達シ御落手被成下候由と奉存候、毎々御厚情之御取斗御苦勞被成下候段難有奉存候、乍此上宜奉願上候、先ハ右之段御請奉上度如斯ニ御座候、恐惶謹言

(弘化四年) 閏九月廿七日

神田大和介

野田三平様

右之寒氣之節、折角御厭御自愛被為被在候様專一奉折候、扱此頃相調候義御座候而極書留帳吟味仕候処、文化年中調進仕候御銘御嶽丸御横笛、右羽州柴崎之所持ニ御座候処、此度之戸名瀬御管も同人所持居候管ニ、不斗与名物之寄連仕候事、誠ニ不思議ニ而乍恐大慶奉存候、全以 御好被為遊候御品ニ候、名物招友之道理と感心仕候、乍序奉申上候、以上

神田家によれば、「戸名瀬」は寛文の頃まで京都本國寺の什物で、その後故あつて羽州庄内住柴崎家の所持となつた。その子孫の宗右衛門は最近より京都に移り、熱心に楽道に取り組んでいたが、経営が悪化し、師匠に頼んで質入れしたところ、宗右衛門は四・五年前に死去し、貸主が所持していたという。この旧藏者の柴崎宗右衛門とは、京都に出た出羽国尾花沢村の有力な紅花問屋柴崎家の同族と推測される。さらに、神田

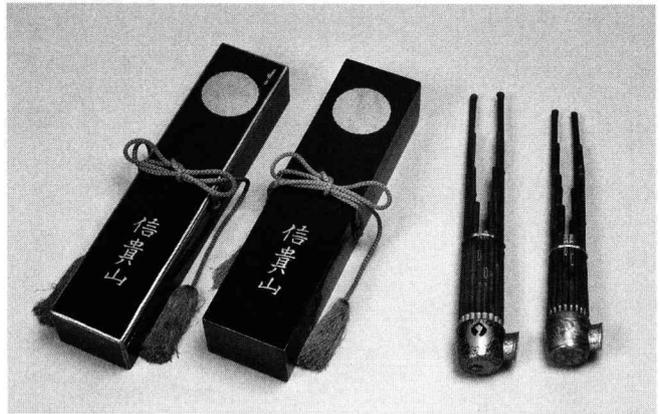


写真11 大信貴・小信貴 (彦根城博物館蔵)

家は自身の「極書留帳」を確認し、文化年中に調達した横笛「御嶽丸」(表3 現存 個人蔵)も柴崎の旧蔵であるからきつと「御好」だろうと述べ、「名物招友之道理」としている。神田家はこうした売却情報を有し、また蓄積した楽器の鑑定情報をもとに、収集欲をかりたてている。

また、信貴山所蔵の鳳笙二管(写真11 一七五番 大信貴鳳笙・笙八・

行円作、一七六番 小信

貴鳳笙・笙一二・頼尊作)についても、西(嘉永二(一八四九)年)六月に神田家より担当の小納戸方御用取締役野田三平に情報が伝えられた。

A 覚

(一) 貴

□御笙 老管

但シ凡ノ竹ニ、文永三年卯月中旬之比造之畢、信貴山僧行円、頭

鳴蒔絵有之

(二) 貴

一御笙 老管

但シ凡ノ竹ニ、文永第二曆青陽中月三五之朝造畢、工ノ竹〔一〕
闇梨頼尊千時行年満八十作之

代金八百〇

西六月

(野三)宛

神田大和介

B 「一」手紙

「一」然者、今度和州信貴山大信貴・小信貴、右二管ハ〔一〕
被為在候通、日本無双之名管御座候へハ中々〔一〕出不申候得
共、段々懸合仕、漸讓相成候間〔一〕奉入高覽度候間、全便、
下略

右六月〔一〕日

「日本無双之名管」でなかなか譲られることはないとして、神田家は当
初八〇〇両の値を付けた。彦根藩側は実見の上で回答し、これに対して
神田家は以下の書状を送っている。

C

御書翰被成下難有拜見仕候、如仰残暑強御座候得共、益御勇健被
遊御勤珍重之御儀奉恐悦候、然者先便奉入御高覽候鳳笙式管之内、
小信貴之方余程小管ニ有之、竹ニ損しも有之、補も有之故歎、御
不用被為在候得共、折角奉入御覽候事故、式管合而金三百両ニ相成
候ハ、御用ニ可相成候間、左候ハ、盆前ニ御埒合被成下候様被仰
付、難有仕合奉存候得共、右直段ニ者余程相違仕候義故、何卒今一
応御勤考可被遊候而御用相成候ハ、難有奉存候、御承知も被為在候
通、日本無双名管御座候、則一山添書差上候間、何卒宜敷御間請
可被遊候様奉願上候、尚重便否哉御報奉待上候、先者右之段御請迄
奉申上度、如斯御座候、恐々謹言

七月七日

神田大和介

野田三平様

尚々、時候折角御自愛可被遊候様奉專祈候、

以上

神田家の返信から、彦根藩側は小信貴は小管で、破損と修理の跡もある
ので不要だが、せつかく見たので、二管で三〇〇両であれば盆前に支払
って購入すると回答したことがわかる。これに対して、神田家はあまり
にも値段が違うので再考してほしいと述べ、神田家に譲渡を委託する旨
を記した売り主である信貴山の四月付の証明書も添えている。その後、
彦根藩側は五〇両を添えて、三五〇両を送ったようであるが、神田側は
二回にわたり、値上げ交渉を行った。

D

「一」此度鳳管二管代之内江金三百五拾両為「一」被成下、難有儲
ニ落手仕候、然ル所、先便十一日「一」請奉申上置候処入違相成、
今便右金子為御登「一」下候処、余「一」仕儀、先便も申上候通次
第故「一」今一応御勤考可被遊候而、金七百両為御登「一」情々懸
合可仕候間、左様御承知云々、下略

七月十五日

E

「一」略、鳳笙代之義金三百五拾両、先便為御登「一」成下候得共、
迎も右直段ニ而ハ御相談出来不申段□請奉申上候所、全便金五拾両
御増被下趣被仰下、難有仕合奉存候得共、迎も右直段ニ而者御相談
「一」不申故、何卒□一段御勤考可被遊候而、先便「一」通金七「一」
都合御登可被成下候ハ、「一」合可仕候間、何卒御勤考云々、下略

七月廿三日

こうして神田家が七〇〇両を主張した結果、結局、彦根藩は嘉永二
(二八四九)年八月に大信貴・小信貴を五二〇両で購入している。神田
家は、「諸堂修復為手当」を目的として譲渡に踏み切った売り主の信貴

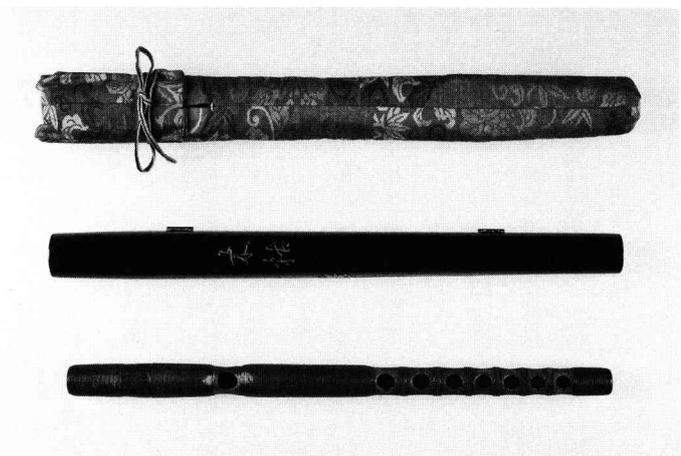


写真12 木枯 (彦根城博物館蔵)

山と買い手の彦根藩の間で調整を図ったわけだが、彦根藩の強気な対応もさることながら、「古楽器」の価格が極めて流動的であることがうかがえる。同様に、「村雨」という琴の場合も、同年月に神田大和介が作成した「覚」(封書「直段書」と「覚」(領収書)が存在し、前者は五〇〇両であるのに対して、後者の受取額は二〇〇両となっており、琴「青柳」も一一〇両より九八両に値下げされている。⁽⁸¹⁾ 価格については、連管「(楽器類留)一六四番」が計三五〇両(嘉永二(一八四九)年)、⁽⁸²⁾ 龍笛「木枯」が九五両(嘉永元年四月購入「楽器類留」一四七番 現存 龍笛二二写真6・12・13)、であったが、これらの価格もこうしたやりとりの中で決定した可能性があるだろう。仕入れに要する金額にも左右されたであろうが、これらについても価格の基準は変動的なものだったと思われる。「伝統」の相場は神田家のような楽器師の技量で決まっていたのである。ただし、値下げをされた琴「青柳」の場合、「百十金ニ上候へハ、十金が神田の得物、百か持主の手取ニ候へとも、九十五ニ引キ申候事ニ候へハ、神田得物無之と申候事ニ候」として、「三両ハどふぞ御せわ料

に頂戴仕度、三両のほどのハかけハせめて御恵あり度」と願っているように、仲介の場合、神田家が得る仲介料はそれほど高くはなかったようである。⁽⁸³⁾

紀州徳川家のコレクションでみた「伝統」の保証の問題についても検討しておきたい。神田家が彦根藩に送った商品の情報(波龍丸横笛・初春筆築・磯良筆築・菱筆・霰筆・小重代筆築・八重桐笙)には、銘文の有無の問い合わせに関して以下の文言が付されている。⁽⁸⁴⁾

(前略) 尤各銘彫付等有之哉 御尋、此義前段之通りニ御座候、且右様之古物、銘彫り付有之候品も又無銘之品も御座候、何レ見分之上ならてハ難相定、至而紛敷ものニ御座候ニ付、有無当テニ成不申候、兼而左様思召可被下候、此度之品夫々御請合申指上候品ニ御座候

主旨は無銘でもよいものがあることの主張であるが、銘文は実は当てにならず、神田家の実見こそが根拠になるわけである。井伊家の所持者に関する問い合わせに対して、所持者の意向で情報を開示しない場合もあるように(兼而持主分決而沙汰致呉間敷候間、此義幾重ニも御断申上候)、⁽⁸⁵⁾ 神田家からの最初の情報は重要な位置をしめていた。そして、実際に、この「銘」は混乱の元となった。

たとえば、前段で触れた龍笛「木枯」は、神田家の書状によれば、浪速の北村源吾より、岡山藩士でかつ「西園寺家へ未勤之家来」で四辻家にも出入りする「楽道執心」の木村勇迢を経て、岡山の人に伝来した「真古管」であった。⁽⁸⁶⁾ 彦根藩の購入にあたり、神田家が嘉永元(一八四八)年四月に藩(担当の小納戸方御用取締役野田三平)に提出した「木枯」の代金受取證文(写真13)には、「自然此後正銘之同管指出シ、此笛偽物ニ相成候ハ、何時ニ而御下ケ被下候節ハ代金直様上納可仕候」と、その真偽を保証する文言がある。しかし、「楽器類留」によれば、彦根藩では楽人山井景元より弘化三(一八四六)年一二月にすでに同銘の笛

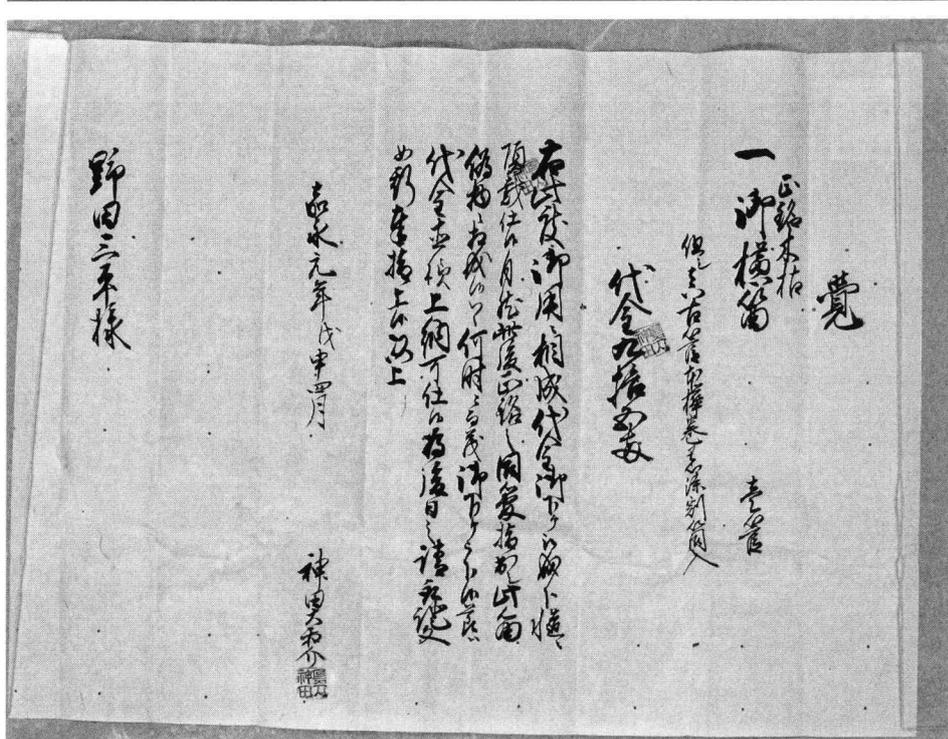


写真 13 龍笛「木枯」の領収書 (彦根城博物館)

を購入しており、その真偽について後に楽人に確認すべきだ(「」前条百廿三番木枯しと云ふ同銘之「」之何分銘物たる実正之、真偽分り「」後して楽家ニたより可糺事」と疑念を抱いている。さらに、紀州藩も彦根藩が購入後の五ヶ月後に同名の龍笛「木枯」を、作者不明ながら「年暦三百年位之御器、作者難相分候」とする神田家の鑑定

書付きで購入していた(写真14)。ちなみに、紀州家の「木枯」は、科学分析によると「かなり吹奏した笛であることは確実」だが、セミの周囲の孔については「自然の風合いを好む趣向からセミ周辺の竹に人工的に孔をあけて虫食い風に細工を施す例」に該当する⁽⁸⁹⁾。このほか、彦根藩の名管の目録では、延宝八(二六八〇)年に神山新右衛門が所持する「木枯丸」、文化三(一八〇六)年に「蕃山了介」(熊沢蕃山)所持とする「木枯」があげられている⁽⁹⁰⁾。「木枯」の銘は、「源氏物語」帚木の「木枯に吹きあはすめる笛の音をひきとどむべき言の葉ぞなき」の歌に由来すると思われるが、たまたま異なる「古楽器」に同じ名前がついただけなのか、あるいは真贋や「写」の問題となるのか筆者は論じる能力を持たない。しかし、楽器師も積極的にかかわって「古楽器」が次々と市場に現れ、購入者が混乱するような状況に至っていたのは事実だろう。

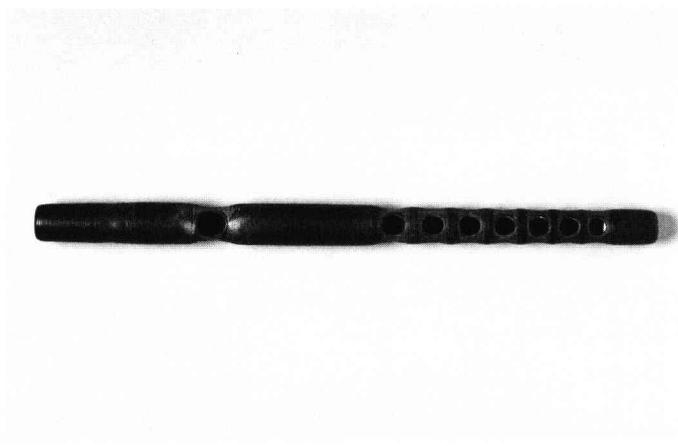


写真 14 木枯 (国立歴史民俗博物館蔵)

面影 林日向守家の上り候絃

右何之写と申儀無御座候、当時青山とも申候由、両様相唱ひ候様奉存候

玄上 此絃玄象之儀と奉存候、玄上之義者甚高銘二候得共、一向相分り不申候

右往古者 禁中御物之由、当時ハ無御座候

但シ、当時今出川様御物嚴と申御琵琶、右玄象二も有らん哉と申説も承り居候得共、不慥之義故、難申上候

青山

右往古仁和寺御物之由、是以當時無御座候、尤右銘唱ひ候絃ハ

所々ニ御座候事

但シ、西園寺様ニ青山有、妙頭寺什物ニ青山有

絃上・青山・獅子丸右三面者誠ニ高銘之器ニ皆人知所ニ候得共、正器何方ニ御座候哉一向相分不申、只銘而已及承り候

右御尋ニより、奉申上候、以上

亥十二月

神田大和掾

冒頭の「面影」・「玄上」の記述より、「写」が流布していること、また一つの楽器が複数の名前で呼ばれることがあること、異なる銘器が該当するという説が流れるなど、かなり古楽器市場が錯綜した状態にあったことがわかる。そして、とくに注目したいのが、「仁和寺之御物」であった「青山」という琵琶が、西園寺家や妙頭寺など各所に存在し、「高銘之器」であった「絃上・青山・獅子丸」の三面の絃は「正器」はどこにあるかわからないとしている点である。銘だけが流通する「高銘之器」があり、同銘の古楽器が複数あつて本物の行方はわからない、という状態にあったわけである。

多忠龍は、八五〇年前などの「古い筈も十あれば九つまでは偽物ぢやないかと思ふ。真物があれば、よほど珍しいわけなんです」と語って

いる。⁽⁹³⁾ また、宮崎まゆみ氏によれば、幕府から朝廷に送られ、再び幕府に送られた箏の名器「山水」は、幕府の大奥から上野の古道具屋に流出していたところを、大名の手を経て再び幕府に戻ったという。⁽⁹⁴⁾ 幕府からの下賜や払い下げで大奥の関係者や商人の手に入り、それが市場に出たという可能性も否定できないが、果たして同じ箏だったのかという疑問もぬぐい去れない。また、宮崎氏によれば、明治八年に、東京の吉原で「山水」の偽物が販売されていたという。

神田家は大名の楽器の調達や維持・管理に大きくかわかり、さらに銘器の氾濫という古楽器市場の中で、「古楽器」の認定や価値付けという重要な機能を果たしていたのである。

2 地方文人への楽器販売

神田家の楽器の顧客は、公家・大名のみならず、各地に及んだ。神田家の史料の行方は不明であるが、その経営の一端がうかがえるのが、一九世紀に神田家が作成した手書きの堅冊の商品目録である。現在確認しえたのは、①文化七（一八一〇）年午九月「總御樂器直段附」（津市立図書館蔵橋本文庫 写真15〜17）、②辛亥（嘉永四（一八五二）年か）五月「総御樂器直段附」（八雲本陣蔵 写真18〜20）、③年未詳「総御樂器直段附」（上野学園日本音楽資料室蔵）である。①は本居春庭・本居大平の弟子である歌人芝原七右衛門（千郷 一七八三〜一八四四年）に送られたもの、②は因幡国宍道の本陣や意宇郡の下郡をつとめた大地主で、雅楽を嗜んだ木幡家^{こわた}に現存するもの、③は宛先不明のものである。このうち②の木幡家については南谷美紀氏が、目録のほか同家に神田家からの書状が残され、同家が安政期に神田家から楽器や付属品を購入していたことを指摘している。⁽⁹⁵⁾ 三点の目録はいずれも構成・奥書が同じで、商品の記載も同様であり、神田家が地方の顧客に販売する商品のスタンダードなものとみてよいだろう。ここでは、年紀・宛先とも確定してい

る①をみていきたい。

目録は「三鼓」・「三管」・「三絃」・「添器」の四部からなり、それぞれの品目について仕様と価格が紹介されている。さらに、目録の最後には、以下の記述がある。

右之通諸事随分入念調進可仕候、尤此上宜敷仕方、御好候ハ、如何様ニも出来仕候、御望次第委敷仕様書人御覽ニ可申候、太鼓如斯ニ御座候、以上

文化七年午九月

神田大和太掾印

芝原七右衛門様

右のように、さらに好みによって仕様を合わせることが可能で、指示があり次第、仕様書を作成するとしている。目録はあくまでも目安であつて、顧客の注文に合わせて製作することも多かったであろう。ちなみに、彦根藩井伊家文書には彦根の菩提寺明性寺宛の「御三鼓仕様書」が現存しており、金五〇両、三鼓台の仕様をあげた金八五両、「此上結構之仕様」で金一〇八両と高額な三段階の設定になっている。表6は、①の全容を示したものである。まず、太鼓は四組（1〜6、7〜12、13〜18、19〜24）である。一組は太鼓・羯鼓・鉦鼓とその台（三鼓台）・撥や小道具（太鼓・鉦鼓惣金物）・緒の六種で構成され、太鼓の大きさや仕様から、それぞれの価格は金一三両、一三両、一八両、二六両であつた。同様に、「三管」は横笛が五段階（25〜29、銀三八匁〜金二〇〇正）、笙が四段階（30〜33、銀一〇〇匁〜金四両二分）、篳篥が五段階（34〜38、金一〇〇正〜五〇〇正）、狛笛が三段階（39〜41、金一〇〇正〜銀二枚）、「三絃」は琴が三段階（42〜44、銀一〇枚〜金二五両）、琵琶が二段階（45・46、金九両・金一五両）、和琴が二段階（47・48、銀一〇枚・金一三両）、七弦琴が一段階（49、金三両）の設定であつた。さらに「添具」は、囀竹（調子笛 50〜53）・笙の簧（いわゆるリード 54〜56）・琴や琵琶の弦（57〜61）・箏柱（62）・琵琶の撥（63・64）・箏の爪（65・66）・

篳篥の箱（67〜69）・笛類の筒や袋（70〜77）といった付属品、笙の調律代（78）・笛類のまき直し代（79〜82）といった修理代の三三項目からなる。さまざまな価格帯の楽器の目録が作成され、実際に地方への販売で機能していたことは、楽器の需要や流通を考える上で興味深い。さらに、消耗品や修理を請け負っていた点も注目される。実際の修理の例として、次の文書をあげておきたい。

覚

一、御小囀竹 壹具

但し、惣躰手入調直し共、新簧二面相足し調

此銀九匁八分

右之通慥受取申候、以上

子十月

神田大和介印

羽州庄内

若松安右衛門様

右は、神田家からの簧（リードのこと）を交換して小囀竹（こずだけ調律具の一種）を調整した代金の領収書である。若松安右衛門は、鶴岡と江戸を結ぶ三度飛脚を請け負った鶴岡八軒町の「当町若松弥惣右衛門」⁽¹⁰⁾の家の者の可能性が高い。商品目録には付属品の修復はあげられていないが、おそらく流通が限られたものであつたため、こうしたきめ細かいいわばメンテナンスも行っていたのである。神田家は、楽器の販売のみならず、各地の文人の顧客の活動を日常的に支えていたのである。さらに、神田家は通常の目録のほか、地方文人に以下のような楽器の紹介も行っていた。

覚

一、御箏 壹挺

但、宝永之頃近江守藤原治光正作、本間上下紫檀包本錦上下鼈甲

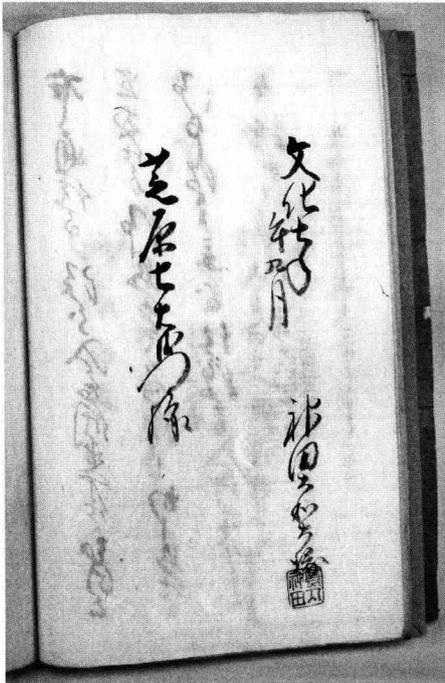


写真 17 文化7(1810)年9月「總御樂器值段附」
(津市立図書館蔵橋本文庫)

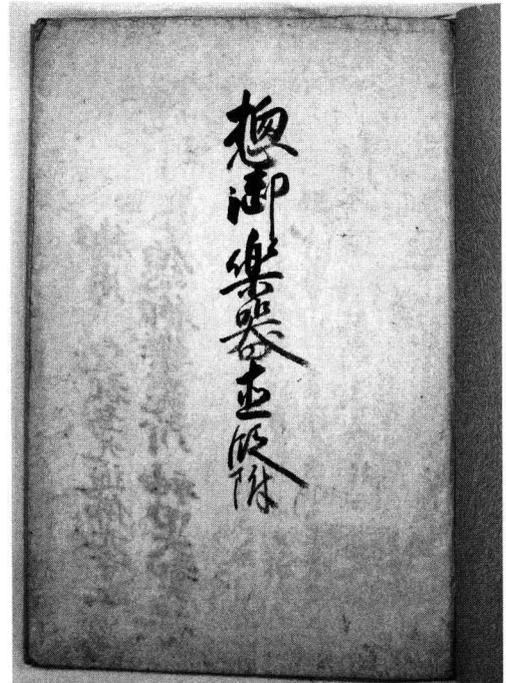
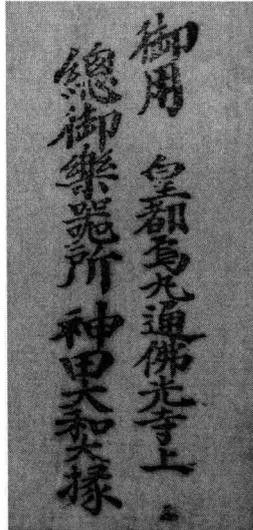


写真 15 文化7(1810)年午9月
「總御樂器值段附」
(津市立図書館蔵橋本文庫)



写真 16 文化7(1810)年9月「總御樂器值段附」
(津市立図書館蔵橋本文庫)

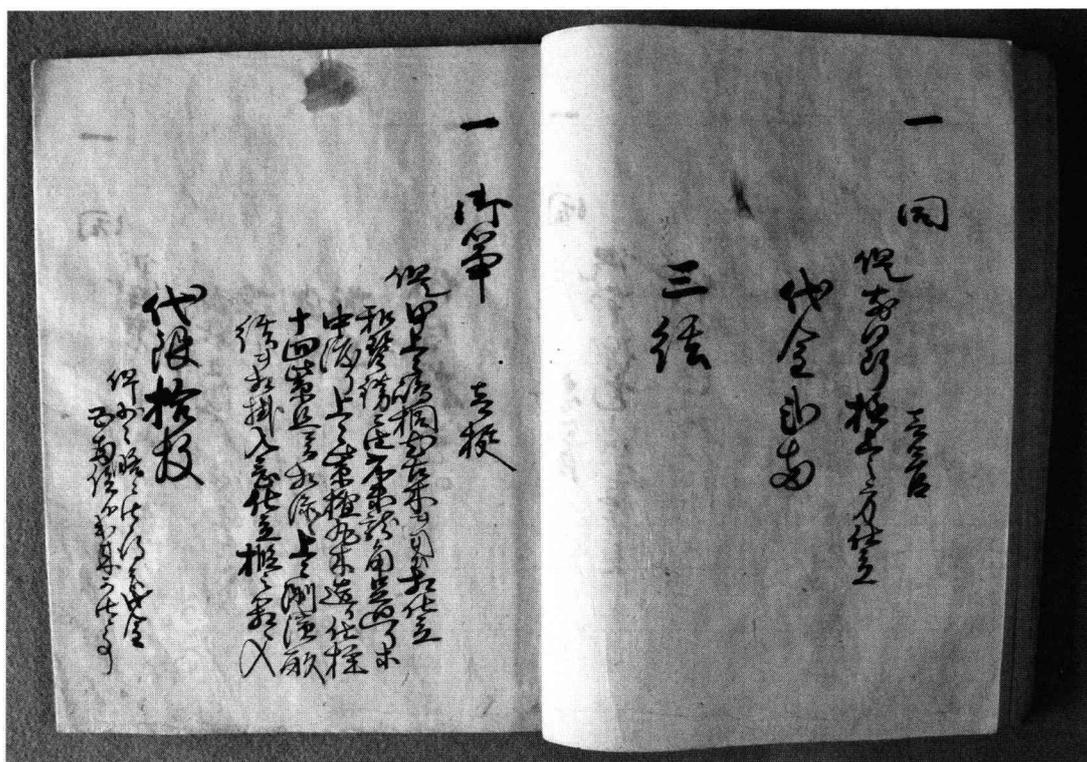
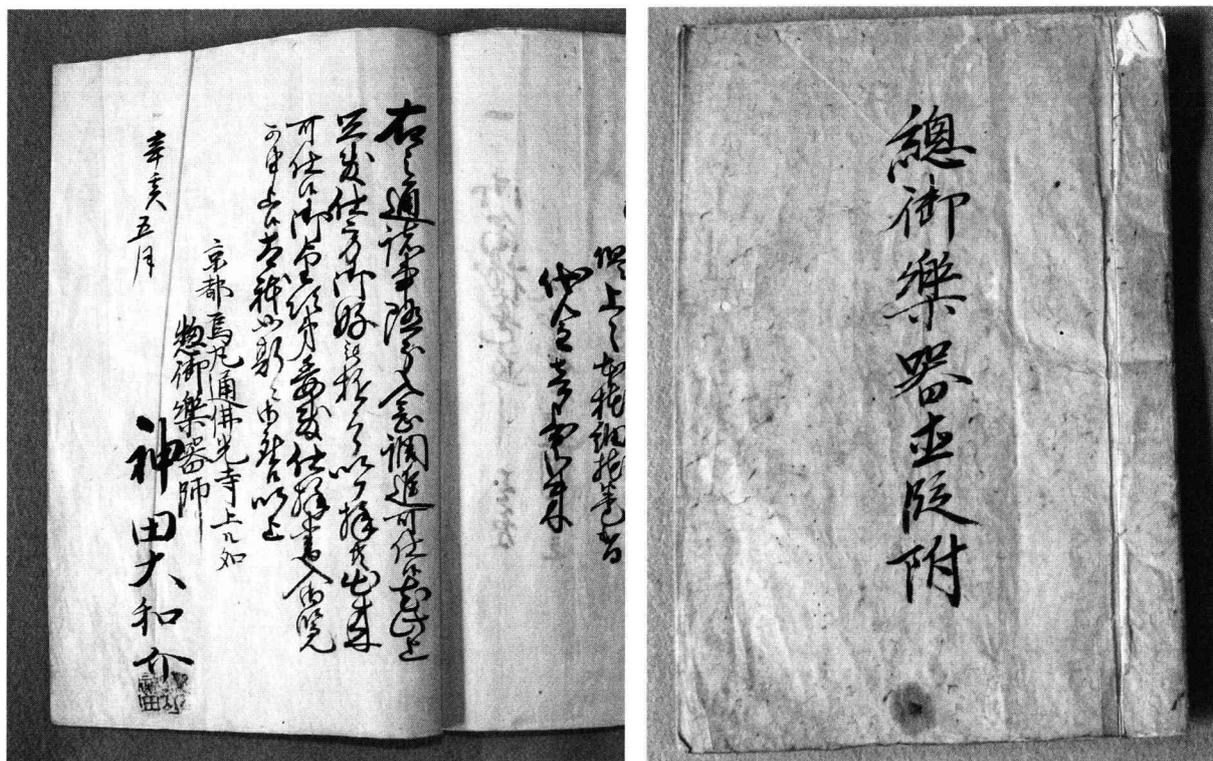


写真 18 (右), 19 (下), 20 (左) 辛亥(嘉永 4(1851)年)か5月「總御樂器直段附」(八雲本陣蔵)

表6 神田家の楽器目録 (文化7<1810>年9月「總御樂器値段附」<津市立図書館蔵橋本文庫>)

区分	番号	種類	個数		但書	値段 (兩)	(分)	(朱)	(匁)		但書2	
三鼓	1	御太鼓	—	指渡シ 壹尺五 寸ニ仕	但シ胴楓革張り、革胴共 ニ惣地金、革ニらつこ三 疋極粉色ニ仕、羽衣朱ニ 仕、革之縁うんけんニ仕、 胴牡丹唐草極粉色ニ仕	—						
	2	御羯鼓	1	壹挺、筒 櫻ニ仕	但シ革こふん塗御免革張 り、鴉目金減金、大調黒塗、 小調紫練練ニ仕、筒惣地 金、ぼたん唐草、極粉色 ニ仕、羯鼓撥壹封相添	—						
	3	御鉦鼓	1	壹挺	但シ表之紋菊毛彫り仕	—						
	4	三鼓台	—	平面朱 塗ニ仕	但シ惣堅地黒塗、平面朱 塗ニ仕	—						
	5	太鼓・鉦鼓 惣金物	—	不殘金 減金ニ 仕	但シ火煙雲斗透シ、玉を 居毛彫り仕、小道具不殘 金減金ニ仕、太鼓撥先キ 革ニ而包塗、柄黒塗、鉦鼓 撥先キ水牛紡ひニ仕、撥 金物上之下モニ仕、金減 金ニ仕	—						
	6	太鼓 扣之 緒・鉦鼓釣 緒・撥之緒	—		但シ紫ねりくり、四ツ打、 房付	—						
	1~6 の総計	右、三鼓撥 之箱入				13					代金拾 三兩也	内太鼓壹式代金七兩 也、羯鼓壹式代金三 兩也、鉦鼓壹式代金 三兩也、但シ大キサ 壹寸上リニ付三拾五 匁増
	7	御太鼓	—	指渡シ 壹尺六 寸ニ仕	但シ筒楓革張り、革筒共 惣地金、革ニらつこ三疋 極粉色ニ仕、羽衣朱、革 之縁り立浪を絵書、紺青 銀泥浪頭ごふんニ仕、鉦 之外金ニ仕、内之方朱ニ 仕、筒唐花唐草極粉色ニ 仕、太鼓撥上之金減金ニ 重座ニ仕	—						
	8	御羯鼓	1	壹挺、筒 上之櫻 ニ仕	但シ革こふん塗御免革張 り、大調黒、丸調・小調 本紫よりいとニ仕、鴉目 上之金減金ニ仕、ぼたん 唐草極粉色ニ仕、羯鼓撥 壹封相添	—						
	9	御鉦鼓	1	壹挺	但シ表之紋菊毛彫り仕	—						
	10	三鼓台	—	平面朱 塗ニ仕	但シ惣堅地黒塗、平面朱 塗ニ仕	—						
11	太鼓・鉦鼓 惣金物	—	不殘金 減金ニ 仕	但シ火煙雲斗透シ、玉を 居毛彫り仕、小道具不殘 金減金ニ仕、太鼓撥先キ 革ニ而色塗、柄黒塗、鉦鼓 撥先キ水牛紡ひニ仕、撥 金物上之下モニ仕、金減 金ニ仕	—							

区分	番号	種類	個数		但書	値段 (両)	(分)	(朱)	(匁)		但書 2	
三鼓	12	太鼓 扣之緒・鉦鼓釣緒・撥之緒	—		但シ紫ねりくり、四ツ打、房付	—						
	7～12の総計	右、三鼓撥之箱入				13				代金拾三両也	内太鼓壺式代金七両也、羯鼓壺式代金三両也、鉦鼓壺式代金三両也、但シ大キサ壺寸上リニ付三拾五匁増	
	13	御太鼓	—	指渡シ壺尺六寸ニ仕	但シ筒槻革張り、革筒共惣地金、革ニらつこ三疋極粉色ニ仕、羽衣朱、革之縁リ立浪を絵書、紺青銀泥浪頭ごふんニ仕、鉦之外金ニ仕、内之方朱ニ仕、筒唐花唐草極粉色ニ仕、太鼓撥上之金減金ニ重座ニ仕	—						
	14	御羯鼓	1	壺挺、筒上之櫻ニ仕	但シ革ごふん塗御免革張り、大調黒、丸調・小調本紫よりいとニ仕、鴉目上々金減金ニ仕、尤二重座筒惣地金桐ニ鳳凰、極粉色ニ仕、羯鼓撥壺封入念相仕立添	—						
	15	御鉦鼓	1	壺挺	但シ表之紋唐花毛彫り仕、色付	—						
	16	三鼓台	—	唐戸面取	但シ惣布きせ堅地蠟色塗、唐戸面朱塗	—						
	17	太鼓・鉦鼓惣金物	—	不残金減金ニ仕	但シ火煙雲水透シ毛彫り仕、宝珠三ツ銀減金ニ仕、小道具不残二重座ニ仕、太鼓撥先キ革にて色塗入念相仕立、柄蠟色塗ニ仕、鉦鼓撥先キ水牛ニ而仕、柄同断、撥金物上之下モ本式ニ仕立	—						
	18	太鼓 扣之緒・鉦鼓釣緒・撥之緒	—		但シ本紫よりいと、四ツ打、房付	—						
	13～18の総計	右、三鼓撥之箱入					18				代金拾八両也	内太鼓壺式代金拾両也、羯鼓壺式代金四両也、鉦鼓壺式代金四両也、但シ大キサ壺寸上リニ付四拾匁増
	19	御太鼓	—	指渡シ壺尺八寸ニ仕	但シ筒槻革張り、革筒共惣地金ニ仕、革ニらつこ三疋極粉色、革之縁リ立浪を絵書、紺青銀泥浪頭ごふん、羽衣朱金泥遣ひ、鉦之外金ニ仕、金之上々朱ニ而ヒカキを絵書、鉦内之方朱ニ仕、筒桐ニ鳳凰極粉色ニ仕、太鼓撥上々濃減金かうきく(甲菊)ニ重座ニ仕	—						

区分	番号	種類	個数		但書	値段 (両)	(分)	(朱)	(匁)		但書2	
三鼓	20	御羯鼓	1	壺莖、筒上々真櫻二仕	但シ革こふん塗上々御免革張り、大調黒、丸調入念、小調本紫上糸江戸打鷲目十六上々濃減金甲菊二重座二仕、裏表共同断、両面打二仕、筒上之堅地蠟色塗、桐ニ鳳凰、金蔭絵仕、羯鼓撥壺封上紫、且又ハ蘇粉ニ而仕	—						
	21	御鉦鼓	1	壺莖	但シ表の紋菊地彫り、黒色付二仕	—						
	22	三鼓台	—	上々檜木地唐戸面取	但シ惣布きせ堅地蠟色ニ仕、唐戸面上之金粉溜	—						
	23	太鼓・鉦鼓惣金物	—	不残金減金ニ仕	但シ火煙雲水透シ、上毛彫り仕、寶珠三ツ上々銀減金ニ仕、小道具不残濃減金かうきく二重座ニ仕、太鼓撥先キ紫皮包、柄蠟色塗、鉦鼓撥先キ唐水牛ニ而仕、柄同断、撥金物上之下モ共濃減金本式ニ入念仕立	—						
	24	太鼓 扣緒・鉦鼓釣緒・撥之緒	—		但シ本紫よりいと、江戸折、房付	—						
	19~24の総計	右、三鼓撥之箱入					26				代金貳拾六両也	内太鼓壺式代金拾三両貳歩也、羯鼓壺式代金六両壹歩也、鉦鼓壺式代金六両壹歩也
三管	25	御横笛	1	壺管	但シ紛樺巻ノギ取仕立				38	代銀三拾八匁	但シ金貳百疋ニても御座候事	
	26	御横笛	1	壺管	但シ本樺巻ノギ取仕立、漢竹紛也	1				代金壺両也		
	27	御横笛	1	壺管	但シ漢竹磨キ古管仕立、尤本樺巻	1	2			代金壺両貳歩		
	28	御横笛	1	壺管	但シ漢竹・丸竹磨キ古管造り、尤本樺巻	2				代金貳両也		
	29	御横笛	1	壺管	但シ右同断極上之方					代金千疋*		
	30	御笙	1	壺管	但シ金物銀減金、諸事定法之通り仕立					代銀百目*		
	31	御笙	1	壺管	但シ右同断、諸事入念相仕立、金物吸口斗銀無垢ニ仕					代銀三枚*		
	32	御笙	1	壺管	但シ頭布きせ堅地蠟色塗、金物銀無垢ニ仕、上々御簧を掛ケ、惣鉢入念撥之箱入	3	1				代金三両壹歩	
	33	御笙	1	壺管	但シ惣竹吟味仕、入念頭上々布きせ堅地蠟色塗、根継不残上々金鈿溜金物銀無垢、帯輪金物竹目上々彫り上ケ、屏声(調)甲きく二重座ニ仕、上々簧を掛ケ、諸事入念相仕立桐之箱入	4	2				代金四両貳歩	

区分	番号	種類	個数		但書	値段 (両)	(分)	(朱)	(匁)		但書 2
三管	34	御箏篳	1	壺管	但シ紛樺巻ノギ取仕立					代金百疋*	
	35	御箏篳	1	壺管	但シ本樺巻ノギ取仕立, 漢竹紛也					代金貳百疋*	
	36	御箏篳	1	壺管	但シ漢竹磨キ古手仕立, 尤本樺巻					代金三百疋*	
	37	御箏篳	1	壺管	但シ漢竹・丸竹磨キ古管 造り, 尤本樺巻	1				代金壺 兩也	
	38	御箏篳	1	壺管	但シ右同断, 極上之方					代金 五百疋*	
	39	御笛	1	壺管	但シ紛樺巻ノギ取仕立					代金貳 百疋*	
	40	御笛	1	壺管	但シ本樺巻ノギ取仕立, 漢竹紛也				50	代銀五 拾匁	
	41	御笛	1	壺管	但シ漢竹・丸竹磨キ古管 造り, 尤本樺巻					代銀貳 枚*	
三弦	42	御箏	1	壺挺	但シ甲上々嶋桐(縞)古 木を用ひ相仕立, 和琴筋 ニ仕, 元末龍角足廻り等 中渡紫旦丸木作りニ仕, 柱十四紫旦ニ而仕相添, 上々洲濱形絃を懸ケ入念 相仕立, 椀之箱入					代銀拾 枚*	但シ諸手略仕候得ハ 代金五兩位ヨリ出来 候事
	43	御箏	1	壺挺	甲右同断, 嶋桐入念, 惣 包板上々紫旦ニて元末板 筋, 古木唐木類取合能相 仕立, 尤惣角つの仕立, 海龍甲張り, 柱十四上々 紫旦ニ而入念相仕立, 極上 之洲濱形絃を懸ケ, 諸事 極入念仕立桐之箱入	15				代金拾 五兩也	
	44	御箏	1	壺挺	右同断甲木極入念相調, 惣筋板古木紫旦又は本檜 タカヤサン之類ニて御好 次第ニ仕, 元末筋極上寄 セ木本筋手元七遍末五遍 取合, 其節入御覽可申候, 通例相用ひ候品とハ違ひ 候, 惣角つの象牙仕立, 海龍甲張り, 極上之品を 用ひ, 柱十四包板同木ニ て極入念仕相添, 極上洲 濱形絃を掛音律ニ御請合 申入念仕立, 桐春慶塗箱 入	25				代金貳 拾五兩 也	
	45	御琵琶	1	壺面	但シ槽唐桑杓槽ニ仕, 腹板沢栗, 海老尾黄楊, 覆手・轉手・鹿頭各中渡 り上々紫旦ニ而仕, 撥面落 巾サントメ紛ひニ仕, 撥 杓本式ニ仕添, 上々絵 ヲ懸ケ, 椀之箱入	9				代金九 兩也	但シ諸事略仕立候へ ハ, 代金五兩位ヨリ 出来候事

区分	番号	種類	個数		但書	値段 (両)	(分)	(朱)	(匁)		但書2	
三弦	46	御琵琶	1	壺面	但シ右同断諸事入念、槽上々紫且三枚槽ニ仕、桐之箱入、尤撥面落巾唐皮ニ仕	15				代金凡拾五両也	但シ当時紫且高直ニ付直段今少し上り候事	
	47	御和琴	1	壺莖	但シ甲木上々嶋桐入念仕、筋木上々紫且丸木作り本式ニ仕立、上々絵を掛ケ、柱六ツ琴三木相添、楸之箱入					代銀拾枚*	但シ諸事略仕立候へハ、代金五兩位ろ出来候事	
	48	御和琴	1	壺莖	但シ右同断、甲木入念相調、惣筋木古木唐木御好次第、諸事極入念仕立	13				代金拾三両也		
	49	御七絃琴	1	壺莖	但シ甲木腹板定法通り之木を用ひ、唐塗粉筋紫且諸事定法之通りニ仕、絵を懸ケ楸之箱入	3					代金三両也	
			右絵類各銘 絵写ニ相仕立、調進可仕候、尤甲木其外小道具・唐木之類、猶又御好次第如何様共出来仕候間、所持仕候分御望候ハ、入御覽可申候、先ツ右躰如此ニ御座候事									
添器	50	御囀竹	1	壺具	但シ十二律入念仕立、銘書黒漆ニ仕、桐之箱入				55	代銀五拾五匁		
	51	御囀竹	1	壺具	但シ竹入念古竹を用ひ、十二律極入念調ひ銘書上々金鈿ニ仕、桐之箱入、極入念仕立					代銀貳枚*		
	52	御小囀竹	1	壺具	但シ六本ニ而十二調子竹つなき、銀ニ而仕銘書、金鈿ニ仕、竹切口金鈿溜					代金貳百疋*	但シ三本ニ而六調子代金百疋	
	53	御小囀竹	1	壺具	但シ右同断、極上之方						代銀壹枚*	
	54	御義背	1	壺枚ニ付					3	代銀三匁宛		
	55	御笙之簧	1	壺具	但シ入念相調附板ニ仕					代金貳百疋*		
	56	御笙之簧	1	壺具	但シ厚簧極上之仕立					代銀壹枚*		
	57	箏之絃	1	壺懸	但シ極上洲濱形御家之通り之仕立				48	代銀四拾八匁		
	58	箏之絃	1	壺懸	但シ極上虎形同断之仕立				55	代銀五拾五匁		
	59	琵琶之絃	1	壺懸	但シ極上長尺御家之通りニ仕立				8	代銀八匁		
	60	和琴之絃	1	壺懸	但シ極上定法之通りニ仕立				5	代銀五兩(ママ)		
61	七絃琴之絃	1	壺掛	但シ定法之通りニ仕立					代金百疋*			

区分	番号	種類	個数		但書	値段 (両)	(分)	(朱)	(匁)		但書 2
添器	62	箏之柱	1	壺組	但シ上々紫旦ニ而仕、尤才頭象牙ニ而仕、遠雁ノ形を以仕立					代金五百疋*	
	63	琵琶之撥	1	壺枚	但シ極上本黄楊定法之通ニ仕立					代金百疋*	
	64	琵琶之撥	1	壺枚	但シ極上本黄楊木生合至而吟味仕、極入念仕立候得者					代銀壺枚*	
	65	箏之爪	1	壺具	但シ白革御稽古仕立				3	代銀三匁	
	66	箏之爪	1	壺具	但シ本式之仕立				8	代銀八匁	
	67	箏築箱	1	壺ツ	但シ定法之通ニ仕立、堅地黒塗、金物銀減金内行成紙張り					代金百疋*	
	68	箏築箱	1	壺ツ	但シ右同断、木地入念、惣布きせ堅地蠟色塗ニ仕、金物銀無垢、内張・簧共錦類ニ而仕				25	代銀貳拾五匁	
	69	箏築箱	1	壺ツ	但シ中渡リ上紫旦又ハ蘇芳之類ニ而入念相仕立、金物銀無垢ニ而甲菊ニ仕、内張・簧共本金裂張り、諸事入念	5				代金五兩也	
	70	笛筒	1	壺本	但シ野良蓋布きせ堅地蠟色塗ニ仕、金物銀無垢、諸事定法之通ニ仕、内張り金物銀無垢諸事定法之通ニ仕、内張り行成紙張りニ仕、紐本紫よりいと房付ニ仕				25	代銀貳拾五匁	
	71	笛筒	1	壺本	但シ野良蓋塗木地共、極入念、金物銀無垢にて甲菊座ニ仕、合口上ニ金いつかけ、内張り本金裂張り、紐本紫よりいと、房付惣躰入念上之方					代銀壺枚*	
	72	式管筒	1	壺本	但シ野良蓋布きせ堅地蠟色塗、金物不残銀無垢、座金物菊又ハ牡丹之類を透シ、房留メ金物竹の節ニ仕、内張り行成紙張り、紐本紫よりいと房付				65	代銀六拾五匁	
	73	式管筒	1	壺本	但シ右同断諸事入念相仕立上之方					代銀貳枚*	
	74	笙本袋	1	壺ツ	但シ表極上錦類裏茶丸、又ハ籠子類ニ而仕、筋房本紫上糸、廣打ニ仕房付、篋縁り安田打ニ仕立、本式ニ仕立入念				80	代銀凡八拾目*	但シ表裂罅等略仕候へハ、代銀五拾匁位ハ出来申候、先ツ太躰如此ニ御座候事
75	笙略袋	1	壺ツ	但シ表糸錦裏茶丸、紐相添				18	代銀拾八匁		
76	笛本袋	1	壺ツ	但シ前段笙本袋同断				50	代銀凡五拾目*	但シ諸事少々略ニ仕立候へハ三拾五匁位ハ出来申候、併式管入ハ五拾匁以上ならてハ出来不申候	

区分	番号	種類	個数		但書	値段 (両)	(分)	(朱)	(匁)		但書2
添器	77	箏楽本袋	1	壺ツ	但シ右同断諸事仕立				50	代銀凡 五拾目 *	但シ右同断少々略ニ 仕立候へハ、代銀三 拾五匁位々出来申候 事
	78	笙調直し	1	壺管	但シ惣簧不残手入調直し 調子改				7.5	代銀七 匁五分	但シ損シ簧有之新簧 ニて取替候へハ、壺 枚ニて代銀三匁相懸 り申候、且調折も大 損し無之候得ハ、銀 壺兩ニて相済申候事
	79	笛本樺 巻直シ	1	壺管	但シ本樺巻通例之仕立					代金貳 百疋	但シ紛樺仕立、代金 百疋
	80	笛本樺 巻直シ	1	壺管	但シ上之本樺紐樺仕立巻 直し					代銀壺 枚*	
	81	箏楽本樺 巻直し	1	壺管	但シ本樺巻通例之仕立巻 直し					代金百 疋*	但シ紛樺巻ニ仕立代 金貳朱
	82	箏楽本樺 巻直し	1	壺管	但シ上々本樺、尤紐樺ニ 仕立巻直し	5				代銀五 両	

張り角廻り象牙柱共添、箱入

代金五拾両

一、同 壺管

但、古弦時雨錦、紫檀包角廻り象牙惣包板ニ雲彫り込有之、海之
所へ阿蘭陀貝ニ而鳳凰式羽彫り上り天人座之処へ同貝ニ而雲彫り
上ケ有之、柱紫檀ニ而雲彫り込有之、箱入

代金六拾五両

一、御笙 壺管

但、古管、頭惣金紛研直し上候、鶺鴒高蒔絵有之、金物銀無 垢
大和錦入

代金五拾両

一、同 壺管

但、古管黒頭、桐竹也、高蒔絵有之、金物銀無垢、大和錦袋入

代金五拾両

一、御横笛 對管

但、古管、本樺巻、紫檀式管筒入、金物銀無垢紋サヤ帛紗包、箱
入代金三拾両

一、御箏樂 壺管

但、古管、本樺巻、紫檀箱入、袋入

代金三拾両

右之品いづれも宜敷品ニ而御座候間、若御望も御座候ハ、可被仰下
候様御願申上候、尚重便ニ御沙汰次第懸御目可申上候間、宜敷御承
知可被成下候様、御願奉申上候、以上

十月

神田大和介

木幡久右衛門様

右は、②を所持していた因幡の木幡家に宛てられたものである。神田家
は、新調した楽器を通常の目録で販売するのみならず、こうした古楽

器(「古弦」「古管」)を地方文人に紹介することもあったのである。その価格は高額で、たとえば神田家が二代目当主としている「近江守藤原治光」(表1)作の一点目の琴は、時期が一致するかは不明だが、楽器目録の最高額の琴の二倍の値であった。また、さきの大名家の「古楽器」の中には同じ価格帯のものもみられる。時期差も考慮しなければならぬが、大名家と同格のものも紹介されていた可能性がある。ただし、一点目以外は、いずれの品もその「古」さの証明はなされていない。前項の大名家の「古楽器」収集でみるように、話が進展すると、鑑定書が付与されることになったと思われるが、地方文人の顧客が自身で裏付けることはより困難だったであろう。

おわりに

神田家は、楽人に職人・商人として出入し、これを基盤として公家、さらに一八世紀後半以降は恒常的に朝廷の保管する舞楽の道具の修理・新調を請け負った。近代に入ると、正倉院宝物の複製のほか、博覧会での雅楽器の展示など、明治の国民国家形成における国策としての雅楽の再編や、「伝統」の再発見・輸出にかかわっていった。

こうした出入・御用関係を信用の源泉としながら、神田家は武家に入入るようになった。さらに、神田家の顧客は各地の文人層におよび、彼らの楽人への入門の取次を行ったのである。雅楽に限らず、公家の家職とその波及においては、こうした道具にかかわる商人・職人が不可欠な存在だったと考える。

そして、楽器販売では、地方の僧侶・社家・文人への楽器の供給と維持に大きな役割を果たすとともに、大名家の「古楽器」購入を仲介した。「古楽器」の価格や鑑定については神田家の判断が大きく作用した。ただし、実際の「古楽器」の考証は緻密なものとはいえない。

このように、神田家の活動を支えたのは、その技術とともに、朝廷の「御用」や楽家とのかかわりという近世以来の「伝統」にあったといえるだろう。そして、楽家と人々を繋ぐとともに、「古楽器」を発見・紹介し、その「伝統」を売ったのであった。神田家の活動は途絶えたが、彼が保証し、販売した「古楽器」は「伝統」に支えられた権威として今日に至っている。

註

- (1) 『国史大事典』ほか。
- (2) 遠藤徹「雅楽を知る事典」(東京堂出版、二〇一三年)ほか。
- (3) 西山松之助『西山松之助著作集第一巻 家元の研究』第一章第四節、吉川弘文館、一九八二年(初出は一九五九年)。
- (4) 宮地正人『天皇制の政治史的研究』(校倉書房、一九八一年)、高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会、一九八九年)、山口和夫『近世の家職』(岩波講座日本通史)一四、岩波書店、一九九五年)。冷泉家については村井早苗「出羽国能代と上方との交流―冷泉家との関係を通じて―」(『地方史・民衆史の継承』、芙蓉書房出版、二〇一三年)、持明院家については西村慎太郎「近世持明院流入木道に見る公家家職―その成立と「秘伝」の伝播」『東京大学史料編纂所研究紀要』二〇、二〇一〇年)などがある。このほか、職人の受領も同様の動きととらえられよう(山口和夫「職人受領の近世的展開」『日本歴史』五〇五号、一九九〇年)。
- (5) 近藤喜門編『白川家門人帳』、清文堂出版、一九七二年、五八一―五八五頁。井上智勝氏の御教示による。
- (6) 清水禎子「尾張における奏楽人の活動について」(『尾張藩社会の総合研究』第二篇)、清文堂出版、二〇〇四年)。
- (7) 史料上で「古物」、「古器」、「古管」、「古絃」などと表記されるものを、本稿ではこのように総称することとする。
- (8) 南谷美保「江戸時代における雅楽の伝播」『四天王寺国際仏教短期大学短期大学部紀要』第三四号、一九九三年。畦地慶司「近世京都の楽器職人と楽器商の系譜―地誌類による―」(『東洋音楽研究』六三、一九九七年)・同「貞享・元禄期の江戸の楽器職人と楽器商について―地誌類による―」(『同』六四、一九九八年)。小川朝子「楽人」『近世の身分的周縁2 芸能・文化の世界』吉川弘文館、二〇〇〇年。宮崎まゆみ「箏と箏曲を知る事典」、東京堂出版、二〇〇九年。

- 人扶持)、慶応元(一八六五)年より楽人加役(当時五両三人扶持)であった。
- (50) 三五〇「日記 第四」。七月一日・二〇日条。
- (51) 一八四「日記」、九月三日・二四日条。
- (52) 徳島大学附属図書館の「蜂須賀家臣成立書并系図」のデータベース (<http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/k-portal/>) を参照した。
- (53) 豊原家蔵。本稿では、上野学園日本音楽資料室蔵の写真版を利用した。
- (54) 『桑名市史』本編、一九五九年、五六頁・五七〇頁。『竹内聰子氏寄贈資料資料目録』(桑名市教育委員会、二〇一三年)の解題、および同資料による。
- (55) いずれも竹内聰子氏寄贈資料(桑名市教育委員会蔵)。林家の免許状は二九三二―①、豊原家の免許状は二九三二―⑤、笙の代金受取状は二〇三二―七月「証」である。同文書の写真版の閲覧について、桑名市教育委員会よりご高配を賜った。
- (56) 安政四(一八五七)年八月「東講商人鑑」(「中条市史」資料編近世下、一九八五年、三六頁)。伝承については、嶋村豊吉「熊野若宮神社覚え書―嶋村豊吉若宮日記より―」(胎内印刷所、一九八六年)。旗本池ノ端溝口家代官堀川家文書(新潟県立文書館蔵)五九 明治三一年七月「煎茶抹茶書画展覧会案内」。同文書には江口源八が頻出し、近代に地主経営を行っていたこともうかがわれるが、家文書は現存していない。伝承や現況については、水澤幸一氏より御教示をいただいた。
- (57) 二六「日録」九月二十七日・二十九日条。
- (58) 『日本人名大辞典』、平凡社、一九七九年。
- (59) 伊藤は一〇「日録」六月三日条、吉村は三三「日記」九月二三日条、山口は一六「則察記」三月二十九日条。
- (60) 「藩士吉村信之助覚書」(田原本町史 史料編第一巻)、三八―三九四頁、一九八八年)。「日本人名大辞典」、平凡社、一九七九年。「三百藩家臣人名事典」第四巻、一九八八年、四二四―四二五ページ。
- (61) 前者は国立国会図書館蔵「楽所録」二八、二月二十七日条。後者は同四七、九月二三日条。
- (62) 前掲(36)「雅楽」、六五頁。
- (63) 紀州徳川家伝来楽器コレクションは国立歴史民俗博物館所蔵(頁四六、以下引用に当たっては親番号を省略する)で、総数一五九件二二点からなる。その内容は「国立歴史民俗博物館資料目録3 紀州徳川家伝来楽器コレクション」(国立歴史民俗博物館、二〇〇四年 以下「資料目録」と略記)で紹介され、研究成果は、「国立歴史民俗博物館研究報告第一六六集「共同研究」紀州徳川家伝来楽器コレクションの研究」(国立歴史民俗博物館、二〇一一年)や展示図録「楽器は語る―紀州藩主徳川治宝と君子の楽―」(同、二〇一二年)で発表されている。また、彦根藩の楽器コレクションは彦根城博物館に伝来し、展示図録「日本の
- 楽器―織りなす音・雅びの世界―」(彦根城博物館、一九九六年)で紹介されている。
- (64) Aは九三―⑥(「資料目録」三七―頁)、Bは九三―⑦(「資料目録」三七―三四頁)。
- (65) 九三付属品⑦(「資料目録」三七―四頁)。
- (66) 大倉好齋・林鮎主については、「平安人物志」掲載諸家関連短冊 (<http://tois.nichibun.ac.jp/asis/keian-jinbutsushu/jinbutsu/12356/info.html>) 国際日本文化研究センター「平安人物志」データベースを参照した。伏見宮貞教は「日本人人名事典」を参照した。
- (67) 紀伊藩主の別邸西浜御殿と湊御殿。
- (68) 一〇三―④・⑤(「資料目録」三八―九頁)。
- (69) 一〇三―⑥(「資料目録」三八―九頁)。
- (70) 彦根藩井伊家文書(彦根城博物館蔵 以下、井伊家と略記)。全文が、斎藤望・渡辺恒一「資料翻刻『楽器類留』上・下」(彦根城博物館研究紀要)第七号・第一〇号、一九九六年・一九九九年)に翻刻されている。ちなみに、彦根藩には彦根の菩提寺明性寺宛の「御三鼓仕様書」が所蔵されている(後述)。
- (71) 井伊家四三六八(筆葉筒に関する書状(他)のうち)。神田大和介より池田斧介宛の書状(二月一日晦日)、「御時絵之模様」の四五枚、藩側からの付箋の指示が付けられた仕様書が纏めて残されており、包紙に「角音筒入之時絵之形 神田之手紙入」とあるが、対応する楽器や発注の有無は不明である。
- (72) 64「藤右衛門作無銘笙」の修理の問い合わせに対して、神田大和は、以前の修復が悪く「直打金拾兩位」、ただし「当時難向格好」のため、同作の管物で「格好宜敷」ものならばさらに値段があがる、と述べている(井伊家四三三九「購入楽器等に関する書状」のうち、亥四月「口上」)。
- (73) 井伊家四三三六「購入楽器に関する書状」一括のうち。亥二月の神田大和からの書状で、神田家が「御尋二付奉申上」げた「古楽器」の所在情報である。
- (74) 井伊家四四三四「奉親古物楽器之覚」。作成年月日・作成者・宛先とも不明だが、関連文書から考えて、神田家が作成した可能性が高い。
- (75) 井伊家一括史料(四三七七「楽器書付(他)」)のうちの一点。
- (76) 浅井和「近世中後期における在方紅花商人の経営形態」横山昭男教授還暦記念会編「山形地域史の研究」(文献出版、一九九〇年)。
- (77) 前掲(70)「楽器類留」下、七〇―七一頁。
- (78) 「譲り渡添状之事」(前掲(70)「楽器類留」下、七一頁)。
- (79) 井伊家四四〇九「鳳笙代金請取覚」。
- (80) 前掲(78)「譲り渡添状之事」。
- (81) 井伊家九四三七「琴代金覚」、四四二六「村雨琴代金請取覚」。井伊家四三三八「購入楽器等に関する書状」のうち、年不詳・作成不詳の書状および四三三八「覚」

- (亥)五月三日 神田大和掾↓入江讚岐守。後者については後述。
- (82) 井伊家四四二五「山伏横笛・小天狗高麗笛・白鳥筆樂代金請取覚」。
- (83) 前掲(81)の年・作成者不詳の書状(四三三八「購入楽器等に関する書状」のうち)は、文末に「右松本氏御直ニ以演説申上候添ニ被成度思召候(後略)」とあり、神田家以外の第三者(楽人か)より彦根藩楽役の松本に語られた内容だったと考えられる。結局、神田家の九八両の請取書が彦根藩に残されており、この願は認められたと考えられる(前掲(81)四三三八「覚」)。
- (84) 井伊家四三三三「購入楽器等に関する書付」のうち「覚」(亥閏正月神田大和掾作成)。
- (85) 四三七二「鶯丸笙につき書付」(卯月二十九日 神田大和介↓野田三平)。対管の持ち主の問い合わせに対する回答である。
- (86) 前掲(70)「楽器類留」下、五五頁。
- (87) 井伊家四四一六「木枯横笛代金請取證文」。
- (88) 三七一一「証」(「資料図録」三五〇頁)。
- (89) 高桑いづみ「紀州徳川家伝来の龍管・能管について」(前掲(63)『国立歴史民俗博物館研究報告』第一六六集、一三四頁)。
- (90) 井伊家四三五八「名管目録」、七二八二「名管目録」。同一〇九一三「四辻秘抄名管録」では、番山了介は「浪花」の所付がある。熊沢番山の旧蔵を示すものであるうか。
- (91) 同前。
- (92) 井伊家四三三六「購入楽器等に関する書付」のうち。
- (93) 前掲(36)「雅楽」、六三頁。
- (94) 宮崎まゆみ「名箏「山水水」考」『宮崎大学教育文化学部紀要』第六号、二〇〇二年。
- (95) 津市立図書館蔵橋本文庫。橋本家は醤油問屋で、その多くは明治・大正期に三代信重とその弟による収集であるが、謡曲関係は謡曲を好んだ四代清助が収集したという(中川豊「郷土史の原典58 橋本醤油店と歴代当主」『ようこそ図書館へ』第九号、津市立図書館、二〇一〇年)。
- (96) 前掲(8) 南谷美保「江戸時代における雅楽の伝播」。南谷によれば、同家では嘉永年間以降、とくに安政年間に岡山藩の楽人岸本光秀(一八二一〜一八九〇年)の指導のもと雅楽をたしなみ、宍道の人々も交えて演奏会を催した。同家には、雅楽器のほか、当主久右衛門質良・久右衛門忠良が江戸時代末期より明治時代初期に収集した雅楽譜と関連史料が所蔵されている。目録は、干支の記載より寛政三(一七九二)年か嘉永四(一八五二)年かいずれかの作成と思われる。南谷氏は購入楽器の時期と合わせて後者と推測している。①と価格差がほとんどないが、本稿でも南谷氏の判断に従うこととする。
- (97) 大きい差異は、②・③の筆樂に最上級品(金二両)が加わって四段階の設定であること、最高級の琵琶(46 金一五両)について①のみ但し書き「但シ當時紫且高直ニ付直段今少し上り候事」があり、また紫檀を使用する最高級の筆樂箱が②・③が金二両であるのに対して①が「蘇蒔類」の仕様もうたつて金五両である点である。このほかは、微細な仕様の表記がわずかに異なるだけである。
- (98) 井伊家四三九五。戊十月、神田大和掾より明性寺宛の竖帳。
- (99) 山濱家文書。山濱家は庄内藩士で、同家に嫁入りした松平幸の父、松平久敏(庄内藩家老松平武右衛門家)が漢学や歴史、雅楽を楽しんでおり、楽器購入等の関係で本史料が伝来した可能性がある。山濱家のご教示による。
- (100) 『鶴岡市史』上巻、一九六二年、六八〇頁。
- (101) 八雲本陣蔵。
- 〔付記〕 本稿は、国立歴史民俗博物館企画展示「楽器は語る」(二〇一二年)において執筆した図録コラム「楽器師神田大和掾―「伝統」を売る男―をもととしている。執筆にあたっては、同展示プロジェクト委員の皆様、史料所蔵者、史料保存機関の皆様よりご教示、ご高配を賜った。ここに御礼申し上げます。
- (学習院女子大学国際文化交流学部、国立歴史民俗博物館客員教員)
- (二〇一四年一月二一日受付、二〇一四年五月二六日審査終了)

The Spread of Imperial Court Music and the Role of Musical Instrument Dealers in the Late Early Modern Era: Dissemination and Marketing of “Tradition”

IWABUCHI Reiji

In the late early modern era, there was a significant development in Japanese culture; the financial difficulties of Court nobles and the rise of provincial literati as consumers formed supply-demand relationships, leading to the restoration of the authority of the Imperial Court as a “tradition.” The same went for Imperial Court music (*gagaku*), which spread to provinces as musician organizations were reviving. These movements in the early modern era are too important to ignore when examining the maintenance and transmission processes of Imperial Court music and dance performances (*bugaku*), which has now been designated as an intangible cultural asset and delivered in shrine ceremonies all over Japan.

This article pays particular attention to musical instrument dealers, who played a critical role in the spread of Imperial Court music by connecting *gagaku* performers and other people. More specifically, this study focuses on the Kanda family, a musical instrument maker and dealer in Kyoto, and reveals the following three points by examining diaries of *gagaku* performers and documents of provincial literati.

1. As craftsmen and merchants, the Kanda family often visited performers. Based on the relationships, the family expanded their customer base to include Court nobles, and by the late 18th century, they had become a regular trader to repair and replace the musical and dancing instruments held by the Imperial Court. In the modern era, they became involved in the reorganization of Imperial Court music as national music and the rediscovery and export of “tradition” during the nation state building process by the Meiji government, such as reproducing Shosoin treasures and displaying Imperial Court musical instruments at exhibitions.

2. Then, based on the trust built through business relationships with the Imperial Court and Court nobles, the family established connections with *samurai* families to sell and repair musical instruments while acting as an intermediary to help their customers hire musicians as trainers. The family’s customer base even included the literati class, throughout Japan regardless of location, for whom they played an important role. The family not only supplied and maintained musical instruments but

also helped literati find musicians to learn from. This study considers that instrument craftsmen and merchants were essential for Court nobles to operate and expand their family businesses, which did not apply only to Imperial Court music.

3. In relation to the supply of musical instruments, it is worth paying attention to the brokerage of period instruments, which were mainly sold to daimyo families. The appraisals and prices of such antiques were influenced by the opinions of the Kanda family. Many of period instruments that embody “tradition” in today’s world were “discovered” by musical instrument dealers in the Edo period.

Key words: Imperial Court music (*gagaku*), *gagaku* musicians, musical instrument dealers, merchants, craftsmen, Court nobles, family business, the Edo period, creation of tradition